

多摩市

新型コロナウイルス感染症対策の記録

～2020.1-2023.5 の振り返り～

令和5(2023)年5月

多摩市

最終版

内容

1	はじめに.....	1
2	報告書の期間.....	2
3	未知のウイルスに対する初期対応	2
	(1) 市長を本部長に全庁体制の本部組織を立ち上げ	2
	(2) 感染確認初期の対応	3
	(3) 小中学校などの臨時休校と公共施設の閉館.....	4
	(4) パンデミックの宣言と市内での感染確認、感染者情報の公表.....	4
	(5) 市民への情報提供.....	5
4	新型コロナウイルス感染症対策本部.....	7
5	市内の感染状況の推移と公共施設の対応	8
	(1) 緊急事態宣言とまん延防止等重点措置の発出.....	8
	(2) 市内の感染状況.....	10
	① 令和2(2020)年度	10
	② 令和3(2021)年度.....	10
	③ 令和4(2022)年度	11
	(3) 公共施設の対応.....	12
6	感染者に対する市の取り組み	13
	(1) 多摩市独自 PCR 検査センター設置.....	13
	① 第1期	13
	② 第2期.....	13
	(2) 多摩市こども準夜診療所の運営	14
	(3) 多摩市独自のPCR検査	14
	(4) コロナ電話相談.....	15
	(5) 自宅療養者支援	16
7	ワクチン接種対応の経過.....	17
	(1) 国の接種計画と市の対応	17
	① 体制図.....	18
	② 役割分担.....	19
	③ 接種会場.....	19
	(2) 集団接種.....	19
	(3) 予防接種証明書発行	22
	(4) 市内教育・保育施設、学童クラブ、児童館の従事者への新型コロナウイルスワクチンの集団接種会場における余剰枠・優先枠を活用した接種.....	22
	(5) 妊婦への新型コロナワクチン優先接種.....	23

(6)	エッセンシャルワーカー及び障がい者等への優先接種	23
(7)	職員接種問題	23
(8)	市民の声	24
(9)	公民連携	25
①	特別定額給付金と公民連携	25
②	公民連携で構築したワクチン接種システム	26
8	市内医療機関との連携体制	27
(1)	保健所を持たない多摩市の対応	27
(2)	多摩市医師会の協力	28
(3)	新型コロナウイルス感染症病床確保のための転院支援	28
(4)	新型コロナウイルス感染症対応分娩室整備費	29
9	この間の市の取り組み	29
(1)	補正予算の編成	29
(2)	市民への給付事業	29
①	特別定額給付金	29
②	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金	30
③	生活困窮者等支援	31
(3)	子育て世帯への給付事業	31
①	子育て世帯に対する臨時特別給付金等	31
②	子育て世帯生活支援特別給付金	32
③	ひとり親世帯臨時特別給付金	33
④	ひとり親家庭等への臨時特別給付金支給	34
⑤	新生児応援臨時特別給付金	34
⑥	こども未来応援事業	34
(4)	事業者への支援	34
(5)	福祉事業者等への支援	35
(6)	下水道事業での支援	36
(7)	妊婦・産後への支援	36
(8)	東京都出産応援事業	37
(9)	報道対応	37
(10)	DX と働き方の変化	38
(11)	オンラインに向けた取り組み	39
(12)	人員体制と事務従事	39
(13)	多摩市議会災害対策連絡会	40
10	終わりに	41
(1)	危機管理	41

①	新型コロナウイルス等行動計画の見直し.....	41
②	有事の際の機能強化	41
③	機動的な組織体制.....	41
(2)	ポストコロナ	42
(3)	新型コロナウイルス感染症と少子化対策の取組み.....	42
11	コラム	43
	多摩市長 阿部裕行	43
	前・副市長 浦野卓男.....	48
	前・副市長 田代純子(東京都).....	52
	前・健幸まちづくり政策監 倉吉紘子(厚生労働省)	55
	前・多摩市保健医療政策担当 伊藤 重夫.....	59
	前・多摩市健康福祉部健康推進課特命事項担当課長 森合 正人.....	62

1 はじめに

令和元(2019)年12月に中華人民共和国の武漢で初めて確認された「新型コロナウイルス感染症(Covid19)」。人の流れが媒介役となってウイルスは瞬く間に全世界に拡大し、多くの人命が失われることとなった。また、ウイルスは種の変異を重ねながら次の感染をもたらし、日本国内でも大規模な感染の波を繰り返すこととなり、令和5(2023)年3月までに第8波を数える状況となった。

未知のウイルスに対する初期の取り組みとして、人の流れを止め、感染拡大につながるあらゆる活動を止める「ロックダウン」的な手法が世界各国で進められ、経済活動を始め様々な活動に大きな影響をもたらしてきた。その一方で、ウイルスの研究が進み、三密(密閉・密集・密接)の回避や手洗い、消毒、こまめな換気、マスクの着用といった感染予防策の徹底、ワクチンや治療薬の開発と治療方法の一定レベルの確立が進むなか、感染症と経済活動を両立させる「ウィズ・コロナ」、「アフター・コロナ」「サステナブルリカバリー」の取り組みが進められている。

新型コロナウイルス感染症への対応については、住民の生命と暮らしに対する強い危機意識のもと、本市においても、市民生活を守るための様々な取り組みを進めてきた。

流行がはじまってから、3年余りが経過し死亡率や重症率が低いとされるオミクロン株が主流となる中、社会経済活動の正常化が模索され、令和5(2023)年5月8日からは、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、2類相当から通常のインフルエンザ同等の5類に変更されることとなった。また、WHO(世界保健機関)も新型コロナウイルスの国際的な公衆衛生上の緊急事態(いわゆる「緊急事態宣言」)を解除するなど、これまでの感染対策の大きな転換を迎えたことと言える。

本市では、令和2(2020)年1月に、国内で初めて新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染者が確認されたことを受け、平成21(2009)年に策定した「多摩市新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、令和2(2020)年1月30日に市長を本部長とする「多摩市コロナウイルス対策本部会議」(以下「市対策本部」という。)を設置した。

また、防災安全課と健康推進課でタスクフォースを組織するとともに、本部の決定に対し組織をあげて取り組む体制として「新型コロナウイルス感染症対策本部関係課長会議」を設置し、全庁が一丸となり、緊急事態宣言への対応や公共施設等の開閉館、市民への行動抑制、自宅療養者支援、ワクチン接種など、今までに経験のない事案に対し、対応方針を決定し、市民の協力を得ながら、組織

的に各課題に取り組んできている。

また、新型コロナウイルス感染症対策は、庁内だけでなく、対外的にも平時の連携がいかに大切であるか再認識する契機となった。多摩市医師会や市内の医療従事者、介護事業者はじめ多くの関係者と日ごろから、顔の見える関係を創ってきたことが、危機管理において大いに役立ったと考えている。

特に保健所を持たない本市は、日医大多摩永山病院、多摩南部地域病院、多摩市医師会、南多摩保健所そして多摩市との五者協議の場を設け、率直な意見交換を行い、PCR検査センターの設置、ワクチン接種の進め方、基幹病院への転院支援など、市民の安心・安全・そして、健康を守る事業を行ってこられたと考えている。

特に、ワクチン接種については、医療従事者はじめエッセンシャルワーカーそして職員への接種など医師会の協力のもと、機敏に対応できたことと、市民の皆さんの意識の高さが、結果としてワクチン接種では、東京都内でトップを走る自治体となった。

世界中が目に見えない脅威と対峙している中、本市における庁内各部署においても、市民の安全安心、そして、健康を確保するため、これまでに経験したことのない様々な対策や対応を行ってきた。本報告書は、このような経験を後世に残し、万が一後年において再び同様の事態に見舞われた際の取組の参考となるよう作成するものである。

2 報告書の期間

本報告は、令和2(2020)年1月から令和5(2023)年5月までの間(新型コロナウイルス感染症対策本部会議設置から解散までの間)において、本市が行った新型コロナウイルス感染症に係る対応を記録するものである。

3 未知のウイルスに対する初期対応

(1) 市長を本部長に全庁体制の本部組織を立ち上げ

令和2(2020)年1月24日、都内初の感染者を確認。東京都は、危機管理対策会議を開催し、都民及び関係機関への情報提供と感染拡大防止に向けた周知を行った。

この動きを受け、同1月30日の第28回経営会議において、新型コロナウ

ウイルス感染症に関する基本的な考え方を確認し、その後、同日を第1回の新型コロナウイルス感染症対策本部に位置づけ(2/6第2回本部会議)、以降、市長を本部長とするこの体制で、全庁をあげた新型コロナウイルス感染症の対策を進めている。

令和元(2019)年10月に襲来した台風19号の対応により、市として「空振りには許されるが、見逃しは許されない。災害対応は初動対応の一步が重要である。」との認識が共有されていたことも、早期の本部立ち上げにつながった。

なお、本部の立ち上げは、都内26市中でも最も早い動きであり、その後、令和5(2023)年5月までの本部解散まで60回開催したところである。また、下部の実務組織である同課長会で、より具体的な検討を進める体制とした。



ワクチン接種計画の話し合い。確実に正確に接種するには。市幹部で議論を行っている様子

左から:田代前副市長、浦野前副市長、阿部市長、倉吉健幸まちづくり前政策監、森合特命事項担当課長(当時)、伊藤保健医療政策担当部長(当時)

(2) 感染確認初期の対応

令和2(2020)年1月28日に新型コロナウイルス感染症が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という。)の指定感染症2類相当(新型インフルエンザ等感染症)と定められたことにより、医師の届出や感染症の発生の状況、動向及び調査等感染症法上の措置が国、

都道府県等を中心に講じられることとなる。

感染が確認された当初は、市立小中学校の安全確保を軸に、中国(感染地域は中国・湖北省だが、多摩市版として中国全土を対象)から帰国する児童生徒の対応や、関連する保育所や学童クラブ等について、足並みをそろえた対応を行うことが議題の中心であった。また、感染拡大防止策としての、手指消毒液の確保と各公共施設への配備、手洗い・咳エチケット・マスク着用等の徹底、周知等を確認した。

同年2月中下旬には、感染早期の段階からフェーズが一段進み、市内のサンリオピューロランドは、2月21日、翌日から当面の間、期限未定で臨時休館を発表した。

その後、市が主催するイベントの中止・延期の検討、窓口業務における職員のマスク着用、マスクの流通不足を背景に、社会福祉法人等への防災備蓄マスクの貸与、公共施設の使用料の返還の扱い、市民や職員が罹患した場合の対応など、感染が拡大した場合の対応について、国や都からの情報を得ながら、市としての対応策の検討を進めた。

(3) 小中学校などの臨時休校と公共施設の閉館

令和2(2020)年2月27日、国の対策本部で、全国すべての小中高校などについて、3月2日から春休みまで臨時休校を要請する考えを示した。教育委員会の対応検討と合わせ、「一步先を見すえた対応」として、公共施設の閉館を検討し、市役所本庁や両出張所、保育園・学童クラブ、エコプラザ多摩など、生活への配慮から開館が必要な一部の施設を除き、原則、すべての公共施設の閉館を決定した(3月15日まで)。たま広報3月5日号の配布に合わせ、このことを周知する臨時号を急ぎよ作成し、全戸配布を行った。

図書館は、3月2日より全館臨時休館としたが、市民要望と情報提供の観点から、カウンターサービス等に限定し3月10日よりサービスを再開した。

(4) パンデミックの宣言と市内での感染確認、感染者情報の公表

令和2(2020)年3月12日未明、WHO はパンデミックを宣言した。世界中で流行が進む中、収束の見通しの困難さと、長期戦の覚悟が求められる状況となった。

多摩市においても、こうした共通認識を持ちながら、「正しく恐れる」ことや、高齢者をはじめ、活動の低下による免疫力の低下などの二次被害を考慮し、

利用者である市民にもどうすれば施設を利用できるかを考えてもらう姿勢のもとで、公共施設を再開館していくことの検討も開始した。

その後、都内での感染者が拡大する中で、「多摩市は大丈夫か？」という市民の心配が日に日に高まり、人権とプライバシーの配慮をしながら、こうした声にどう応えるかの試行錯誤が始まることとなった。自前の保健所を持たない多摩市では感染者情報が自力では把握できず、結果として公表もできない状況にあるが、自治体規模の違いから保健所を持つ八王子市・町田市と、何かと比較されることとなり、この前提の難しさから、「多摩市は情報を隠している」といった誤った批判を受けることとなった。

4月1日から、東京都が区市町村別の感染者数の公表を始めたことを受け、この情報を利用する形で、多摩市公式 HP に情報の掲載を開始した。

併せて、感染者が市職員等である場合や市が指導監督権限を有している施設等で発生した場合は、同意の原則、プライバシーの配慮等を鑑みながら、多摩市における感染者発生時の公表の考え方を整理し公表を行うこととした。

市内の感染状況として、多摩センター地区の事業所において、従業員(在勤者)の感染を知らせる掲示が4月2日付けで出された。その後も、いくつかの事業所で同様のことが起こるようになり、同11日には、市内介護保険事業所での感染が判明。その後も、国や都の感染の波と重なる形で、市民の感染(感染確認の場所と市民か否かは別)が拡大する状況となった中で、市内介護保険事業所において、いわゆるクラスターが発生し、市として可能な支援に奔走することとなった。

(5) 市民への情報提供

新型コロナウイルス感染症の急速な拡大を受け、住民に身近な基礎自治体として、正しい情報をしっかりと提供することにより、市民の生命と暮らしをしっかりと守るという考え方で、市として重点を置いて取組を進めてきた。

市民が情報を得る手段は、年代や生活様式によりそれぞれ違いがあることから、「たま広報」「公式ホームページ」「公式ツイッター」「メール配信」「市内掲示板」の活用、「防災行政無線」など、従来からの手法に加え、YouTubeの活用といった新たな手法を加える等、市民の安全・安心につながる情報を、早く広く正確に伝えた。

多くの市民が利用する公式ホームページでは、「新型コロナウイルス感染症関連特設ページ」を開設し、関連情報を一元的に集約するとともに、日々情報を更新、掲載方法の工夫を重ねた。また、一度に複数の媒体からの情報発信ができるよう Twitter とLINEの連携や、メール配信登録をしていない方もホームページのトップページから同様の情報が得られるよう、様々なホームページの改修を行った。

また、新たな取組として、令和2(2020)年4月7日から公式 YouTube チャンネルを開始し、市長動画メッセージをはじめ、保健師からのメッセージ、介護予防体操、各児童館での遊び、特別定額給付金申請書の書き方など、数多くのコンテンツを揃え、YouTube の特徴を生かした情報発信を開始した。

紙媒体である「たま広報」は、広く市民に正確に情報伝達ができる反面、月2回の発行で即時性に欠けることから、目まぐるしく変わっていく新型コロナウイルス感染症をとりまく社会情勢に対して後れを取る場面もあった。このため、令和2(2020)年10月から、不定期ではあるが「たま広報かわら版」を発行し、市内店舗や公共施設などで掲示を行い、デジタルコンテンツで情報を得ることが困難な方への対応も実施した。

他にも、民生委員・児童委員による新型コロナウイルス感染症に関する市民への情報提供や、民生委員・児童委員と地域包括支援センターの連携による高齢者の安否確認及びフレイル予防の働きかけにより、地域において情報が届きづらい方へ必要な情報を提供し、市民の不安解除に努めた。

また、市内の接客を伴う飲食店、市内のコミュニティセンター、老人福祉館、学童、児童館等のスタッフ等に保健所等と連携し保健師による感染予防対策等の健康教育を実施し、安心・安全の支援を進めた。いわゆるオウンドメディ

ア(市独自の情報発信媒体)による情報発信は、今回のような緊急性の高い場面において、全ての市民へ常に鮮度の高い情報を届け続けることに、さまざまな課題があることが認識された。

新型コロナウイルス感染症対策や自然災害時などには、より多くの情報をいち早く届けることが求められることを改めて実感できた。



R2(2020)年4月7日公開 YouTube

4 新型コロナウイルス感染症対策本部

令和2(2020)年1月30日に都内26市において最も早い段階で、新型コロナウイルス感染症対策本部を立ち上げ、市として取るべき手段や感染症対策に対する方針を決定してきた。また、国や都からの要請に対し、基礎自治体としての市として取るべき態度を決定してきており、会議の開催は、令和3(2021)年度末までに52回(令和4(2022)年1月)を数えた(※1)。

新型コロナウイルス感染症が未知なるウイルスであったことから、発生当初は、市の施設等において感染者が発生した場合の対応・職員がり患、又は、り患の疑い(疑い例)がある場合の対応・新型コロナウイルス感染症公表の基準・公共施設の閉鎖・市民への周知内容と方法の決定など、市民の健康と安心・安全を守るよう、慎重に検討し、丁寧に対応を行ってきた。

また、同対策本部が機動的に機能するために、健康推進課と防災安全課がタスクフォースを組織し、関係所管と連携を図り、スムーズな意思決定が行えるよう、具体的な対応策を立案している。

その後、本部で決定した方針を具体化する組織として、新型コロナウイルス感染症対策本部課長会を立ち上げた。同課長会は令和3(2021)年度末までに31回開催している。特に、事務従事による職員応援やBCPの立案など、日頃から現場を指揮している課長職でないといけない事案の決定には、大きな力を発

揮した。

公共施設では、三密回避から、施設の閉鎖が行われた。市の公共施設は、多種多様な役割を担っているとともに、各施設ともに特色がある。本部で閉鎖が決定されたとしても、その施設の特色に応じた対応ができるよう、公共施設課長会を組織し、施設閉鎖の方針の具体策を検討してきた。コロナ禍といわれ始め、新型コロナウイルス感染症に対する対応方法が少しずつ判明してきたころ、本部長より「市民活動は可能な限り止めない」との方針が示された時から、市の公共施設は、どのような使用方法ならば安全に使用してもらえるかとの視点にたって、各施設の特性に合わせ、運用方法を決定してきている。

※1 令和5(2023)年4月25日開催の第60回新型コロナウイルス感染症対策本部において、国による感染症法上の位置づけ変更を区切りに対策本部を休止し、新たな事態が発生しない場合は、令和5(2023)年5月8日を以て対策本部を廃止することが決定された。

□ 本市における新型コロナウイルス感染症対策組織図



5 市内の感染状況の推移と公共施設の対応

(1) 緊急事態宣言とまん延防止等重点措置の発出

国内における感染者数は、令和2(2020)年2月から4月にかけて急激に増加した。国内における感染者の急増を受けて、4月7日、東京都を含む7都府県を対象として、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づく緊急事態宣言が発出された(4月16日に対象区域を全国に拡大)。当初は5月6日までの期間を対象としていたが、その後、5月31日まで延長となった。

全国初の緊急事態宣言の発出を受け、市として、人流抑制するために、市

内小・中学校の臨時休校や、公共施設の閉鎖、保育園の登園自粛要請等を行った。

以後、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の対象区域となった場合は、東京都の要請に基づき、市民の理解を得ながらも、その活動を一部制限する内容を含んだ形で、感染症拡大防止に努めた。

□ 国・都からの対応措置要請等とその期間

年	期間		措置
令和2年 (2020年)	4月7日	5月25日	緊急事態措置等
令和3年 (2021年)	1月1日	1月7日	東京都独自要請期間
	1月8日	3月21日	緊急事態措置等
	3月22日	3月31日	段階的緩和期間
	4月12日	4月24日	まん延防止等重点措置
	4月25日	5月11日	緊急事態措置等
	5月12日	5月31日	緊急事態措置等
	6月21日	7月11日	まん延防止等重点措置
	7月12日	8月22日	緊急事態措置等
	7月12日	8月31日	緊急事態措置等
	7月12日	9月12日	緊急事態措置等
	7月12日	9月30日	緊急事態措置等
	10月1日	10月24日	リバウンド防止措置
	10月25日	11月30日	基本的対策徹底期間
12月1日	1月10日	基本的対策徹底期間	
令和4年 (2022年)	1月11日	1月31日	オミクロン株の急速拡大に伴う緊急対応
	1月21日	2月13日	まん延防止等重点措置
	2月14日	3月6日	まん延防止等重点措置
	3月7日	3月21日	まん延防止等重点措置
	3月22日	5月22日	リバウンド警戒期間
	5月23日	9月12日	5月23日以降の取組
	9月13日～		感染拡大防止の取組

年	期間	措置
令和5年 (2023年)	1月27日	国が5類移行の方針決定
	4月27日	国が5類移行(5/8)の正式決定 基本的対処方針廃止を正式決定
	4月28日	国が政府対策本部廃止を決定
	5月5日	WHO 新型コロナ緊急事態宣言 終了を発表

(2) 市内の感染状況

① 令和2(2020)年度

東京都は都民に対してより一層の注意喚起を図るため、令和2(2020)年4月1日から、市区町村別患者数の公表を始めたことに伴い、本市でも市内の患者数等を公表してきた。保健所を所管する自治体は独自に感染者数の公表は行えるが、本市は、保健所を所管していないことから、多少の時間の遅れが発生するものの、南多摩保健所からの情報提供を基に、市内の感染者数を公式 HP 等により公表を行った。

新型コロナウイルス感染症が国内で発見されて以降、令和2(2020)年2月・3月において市内感染者数はゼロであったが、4月11日に市内で初めて5人の感染者が発表され、初めての緊急事態宣言が発出された令和2(2020)年4月では24人の新規感染者数となった。以後、都内の感染者数の波と同様な傾向をたどりながら、令和3(2021)年3月末では、625人の新規感染者数(累計)となっていた。

② 令和3(2021)年度

4月から6月の新規感染者数は3か月平均で1日3.4人と落ち着いていたが、7月に入り、市内の新規感染者数は240人となった。本市の増加は、7月21日ごろから徐々に増加し始め、8月26日の1日当たりの新規感染者数32名が確認され、今までの過去最多人数を大幅に超えた。

市内の感染者数等の情報については、令和2(2020)年10月から、新規感染者数に加え、市区町村別の入院者や自宅療養などの療養状況の内訳人数や、年代・性別も東京都により公表されるようになったため、より詳細に市内の感染状況を把握できるようになった。

1月のいわゆる第3波と4月の第4波では、おもに20代の感染者が多く、夏の第5波では、それまで少なかった20歳未満の感染者が増加するなど、感染の流行にも特徴が出た。

③ 令和4(2022)年度

新型コロナウイルスは、感染力が高いオミクロン株が流行し、第6波、第7波となり、圧倒的に感染者数が増大し、市内の感染者数も6,293人(8月)とピークを迎えた。ピーク後は、徐々に感染者数は減少し、年度末(3月)には37人となった。

また、感染者数の落ち着きやワクチン接種や治療薬開発も進み、政府においてもマスク着用の考え方を、「マスク着用は個人の主体的な選択を尊重し、個人の判断に委ねる」ことを基本とする見直しが行われた。

□ 市内の感染者数の推移(年度別)

	多摩市					東京都				
	R1	R2	R3	R4	R5	R1	R2	R3	R4	R5
4月		24	97	1,160	98		3,748	18,075	188,021	18,075
5月		9	133	624	30		957	21,871	101,664	21,871
6月		1	78	479	-		994	12,977	58,556	12,977
7月		23	240	4,117	-		6,464	44,448	567,728	44,448
8月		27	699	6,293	-		8,125	129,193	757,621	129,193
9月		25	165	2,065	-		4,918	31,929	244,023	31,929
10月		22	13	154	-		5,350	2,134	100,143	2,134
11月		36	0	508	-		9,861	542	257,031	542
12月		44	5	769	-		19,369	905	462,603	905
1月	-	293	1,084	791	-	3	40,367	194,563	279,887	194,563
2月	-	65	3,176	173	-	34	10,997	416,171	47,190	416,171
3月	0	56	1,984	37	-	489	9,310	256,738	23,072	256,738
合計	0	625	7,674	17,170	128	526	120,460	1,129,546	3,087,539	1,129,546

- ・令和2年1月から2月までは、東京都による市区町村別の感染者数の公表がないためデータなし。
- ・令和4年9月26日から、全国一律で感染症法に基づく医師の届出(発生届)の対象を、重症化リスクの高い方に限定したことにより、把握できる患者発生数の情報が限定されることとなった。
- ・令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に移行され、従来の「全数把握」から「定点把握」へ変更となった。そのため、東京都が、区市町村別の感染状況の公表を同日分をもって終了したことに伴い、多摩市内の情報の更新についても、令和5年5月8日公表分をもって終了した。

(3) 公共施設の対応

政府の要請に基づき「日常的に長時間集まることによる大規模な感染リスクにあらかじめ備える」ことを目的とし、多くの市民が集まる公共施設を令和2(2020)年3月2日から閉鎖した。しかしながら、市民生活に密接に関連している施設においては、感染症対策を十分に行いながら継続的に開館することとし、市役所、全学童クラブ、貝取保育園、多摩保育園、子ども家庭支援センター、健康センター、教育センター、発達支援室、こども準夜診療所、エコプラザ多摩、聖蹟桜ヶ丘駅出張所、多摩センター駅出張所、消防団器具置場、公園・緑地、駅前駐輪場は、開館を継続した。

また、公共施設の閉鎖にあたり、令和2(2020)年2月26日時点で、新型コロナウイルス感染症拡大防止を目的とし公共施設の利用をキャンセルした場合には、施設使用料及び施設利用料の全額返金措置を実施した。

子ども家庭支援センターにおいては、厚生労働省子ども家庭局長通知「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた支援対象児等への対応について」(令和2(2020)年4月10日付事務連絡)に基づき「子どもの見守り強化アクションプラン」が実施され、支援が必要な子どもや家庭に関して、週1回の定期的な訪問・電話・関係機関連携等の見守り体制の強化を図るとともに、リフレッシュ時保育や子どもショートステイ事業等、セーフティーネットとなるサービスは緊急事態宣言期間中においても子供の居場所づくりを目的として継続実施した。

緊急事態宣言解除後は、まん延防止等重点措置やリバウンド警戒期間など、都よりその時々々の感染状況に合わせた要請があることから、感染防止対策と市民活動の確保を両立するために、公共施設関係課長会により具体的な実施事項を検討し、可能な限り市民活動の確保を行った。



右側：当初の感染防止対策
(透明シートの設置)
左側：窓口での感染防止対策
(パーティション設置)



6 感染者に対する市の取り組み

(1) 多摩市独自 PCR 検査センター設置

新型コロナウイルスの感染が拡大し始めた令和2(2020)年4月ごろ、感染者への対応は帰国者・接触者相談センター(新型コロナ受診相談窓口:東京都南多摩保健所)及び帰国者・接触者外来等(新型コロナ外来:多摩南部地域病院、日本医科大多摩永山病院)のみで対応していたが、新規陽性者の増加に伴い業務が急増し、市民の不安の声に応じることが難しい状況となっていた。

市として、多摩市内における新型コロナウイルスの感染拡大を可能な限り抑制し、市民の健康と安全・安心を獲得するとともに、帰国者・接触者相談センター等が適切に医療体制を維持し、市内医療体制の崩壊を防ぐために、多摩市医師会と協力し、市民の感染の有無を確認するため、市の独自取り組みとして、「多摩市PCR検査センター」を設置した。

① 第1期

期間 令和2(2020)年5月14日～9月30日

多摩市立武道館の屋外駐車場を活用し、ドライブスルー形式で実施。その後、武道館の再開館に伴い場所を移設した。(下記②)

② 第2期

期間 令和2(2020)年10月1日
～令和3(2021)年3月31日

旧南永山小学校跡地は多摩消防署仮庁舎として貸し出していた。令和2(2020)年4月に多摩消防署新庁舎完成に伴い、仮設物の撤去工事が開始された際、市は早期にPCR検査センターを開設するために、東京消防庁と調整を行い、アスファルト舗装や水道設備等を存置してもらい、その場所を活用した、ドライブスルー方式のPCR検査センターを開設した。

【PCR 検査センター(事前訓練)の様子】



(2) 多摩市こども準夜診療所の運営

こども準夜診療所の受診者間で、新型コロナウイルスの感染者が発生することを防止するため、多摩市医師会からの要請に基づき、健康センターの駐車場ヘントを設置し、こども準夜診療の体制を整えた。

【多摩市こども準夜診療所の設置】



(3) 多摩市独自のPCR検査

主に保育園などの施設で感染者が発生した場合に、南多摩保健所の判断では濃厚接触者に特定されなかったものの、通常の活動の中で何らかの接触があったと思われる人のうち検査を希望する方に対し、PCR検査キット利用、もしくは、多摩市医師会の医師によりPCR検査を実施し感染の有無を分かるようにした。

この他、市の各種事業を実施する中で、感染拡大を防ぐためにPCR検査が必要と判断し、検査を希望する方にも対象を拡大し、PCR検査キットを配布し検査を実施した。

これにより、正確に感染している対象者を絞り込み、一律の施設閉鎖等を免れることができた。特に、子供関連施設には、安心材料を提供することができた。

特に、市内教育・保育施設においては多摩市で配布した検査キットと東京都から配布される検査キットを併用し、施設の閉鎖期間の短縮、閉鎖範囲の限定が可能となり、施設利用者に安心材料を提供することができた。

■ 令和3(2021)年度実施状況

種別	実施方法	施設数	件数	備考
施設での PCR 検査	検査キット	延べ42施設	548件	
	医師会委託	延べ 3施設	15件	唾液検査が難しい乳幼児対象
ワクチン接種従事等職員検査			362件	
		合計	925件	

■ 令和4(2022)年度実施状況

種別	実施方法	施設数	件数	備考
施設での PCR 検査	検査キット	延べ13施設	78件	

(4) コロナ電話相談

第6波が襲来し都内の新規感染者種が急増したことに伴い、南多摩保健所管内の新規感染者数も急増した。市は、南多摩保健所との連携会議を実施する中で南多摩保健所からの要請に基づき、令和3(2021)年1月26日より、市民から受診や検査に関する相談、体調不良時に仕事や学校を休み外出を控える等感染拡大防止に関する相談や、発熱時の対応、濃厚接触に対して自宅待機期間における留意点など、コロナに関する全般的な相談を南多摩保健所と連携し実施した。

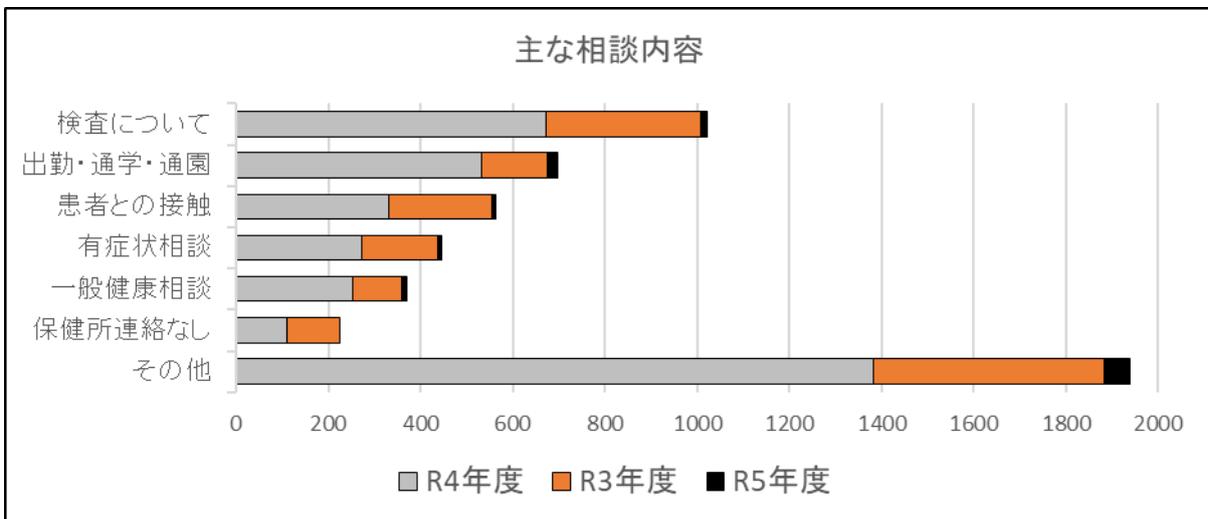
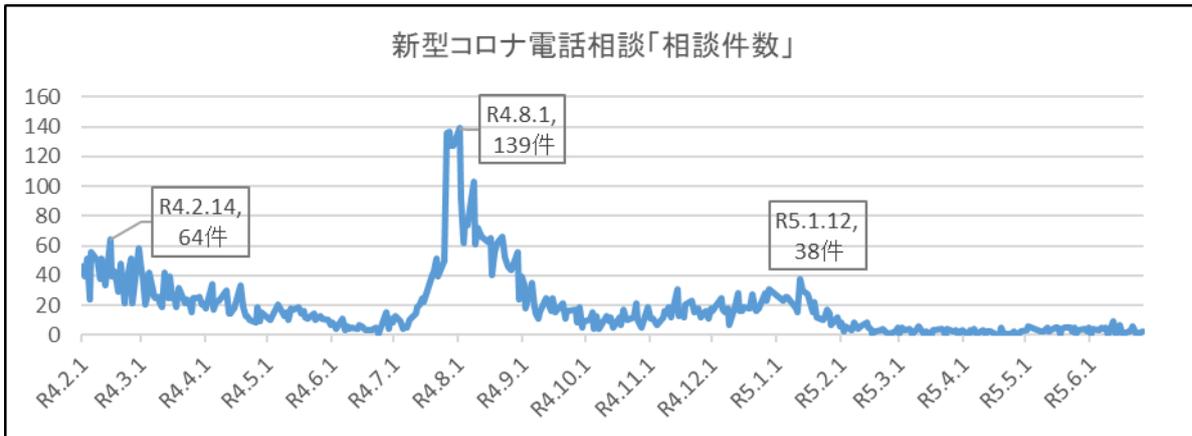
市職員が、市民と直接会話を交わすことにより、感染者や濃厚接触者等の健康状態を把握することができ、必要に応じて保健所、医療機関に繋ぐことで、保健・医療提供サービスから取りこぼされないように支援するとともに、何より、市民へ安心を届けることができた。

【令和3年度】

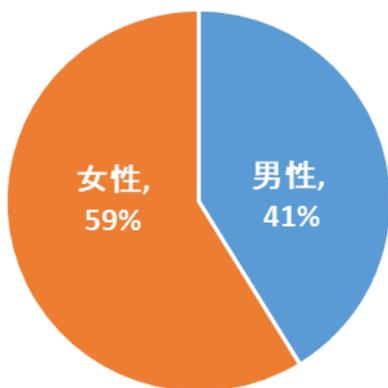
- ① 期間 令和4(2022)年1月26日～3月31日(月～土、祝日除く)
- ② 相談件数 1,734件

【令和4年度】

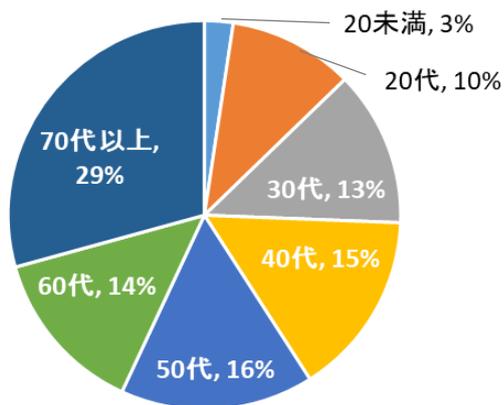
- ① 期間 令和4(2022)年4月4日～令和5(2023)年3月31日(月～土、祝日除く)
- ② 相談件数 4,698件



相談者性別



相談者年代 (年齢不明を除く)



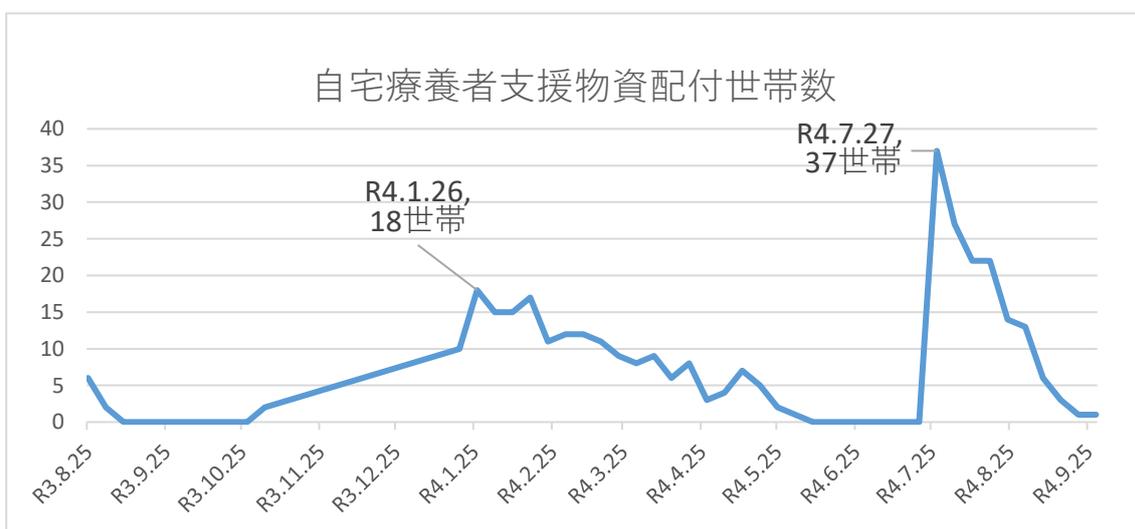
(5) 自宅療養者支援

令和3(2021)年1月以降の感染拡大時には、入院や宿泊療養施設に移行できずに自宅での療養を余儀なくされる方が急増する事態となった。外出ができないために食料の確保が難しいことや、保健所への電話が繋がりにく

いという状況が発生した。特に、同年7月以降は、感染拡大が急速に広まり、保健所を含めた都としての自宅療養者への支援が滞る事態となったことから、市として、東京都の支援が届くまでの間、自宅療養者に対し、3日分程度の物資(食料品・日用品・生理用品)を希望者宅へ届ける事を令和3(2021)年8月16日に決定し、23日より物資搬送を開始した。9月末には、一旦、落ち着きをみせたが、年が明け1月から自宅療養者の急増に合わせて、物資支援を再開した。

市の特徴として、食料品及び衛生用日用品の支援対象者を、同居している濃厚接触者まで広げるとともに、重大な個人情報扱うことや、速やかに支援を開始することが必要であったため、市職員が直接自宅療養者へ支援物資を配送するとともに、安否確認も同時に行う事とした。

配付数について、第5～6波(令和3(2021)年8月20日～令和4(2022)年6月3日(約9.5か月))期間は、1,359世帯、食料品3,775人分、日用品1,241世帯分、生理用品102袋を配布、第7波(令和4(2022)年7月27日～同年9月30日(約2か月))期間は、1,027世帯、食料品1570人分を配付することができた



7 ワクチン接種対応の経過

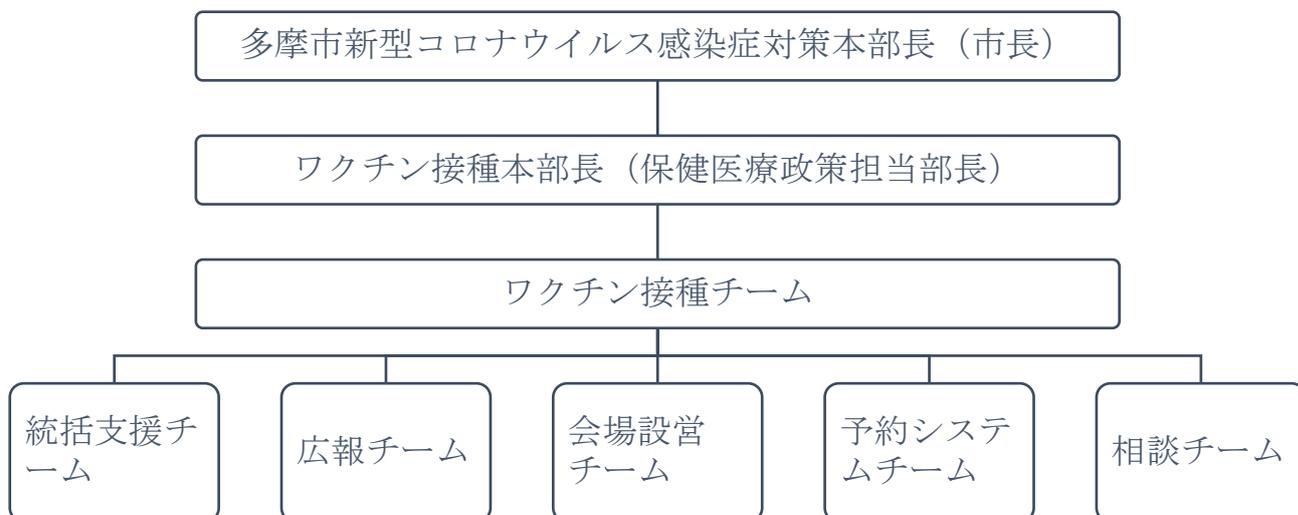
(1) 国の接種計画と市の対応

令和2(2020)年10月23日付(健健発1023 第4号)「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の実施要領について」により、厚生労働省から各自治体へワクチン接種体制の構築が指示された。また、同省発行の「新

型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」において、具体的な手順等が示され、市民は、居住地の自治体で接種し、優先度は医療従事者、高齢者、基礎疾患を有する者、高齢者施設等従事者、それ以外の者と示された。

既に、多大なコロナ関連業務を行っている健康推進課では、ワクチン接種を速やかに実施する事は困難であることから、令和3(2021)年2月1日に健康推進課へ特命事項担当課長を配置し、市としての体制の基盤を整えた。また、市民への新型コロナウイルスワクチン接種は、これまで経験のない非常に困難なミッションであることから、全庁一丸となって取り組むことが求められ、横断的な組織体制で、かつ、各課の強みを活かしたワクチン接種チームを立ち上げ、少しでも早く、また、多くの市民が接種できるような取り組みを進めた。その結果として、令和3(2021)年5月12日から市内3か所の会場により、集団接種を中心に開始することが可能となった。

① 体制図



② 役割分担

チーム名	人員	役割
ワクチン接種チーム	特命事項担当課長:1人 健康推進課職員:4人 事務従事職員:20人(4班体制)	ワクチン接種全体に関すること 国、都、医師会との調整
統括支援チーム	5人(防災安全課・人事課・総務契約課・都市計画課)	各チームの支援 契約手続き
広報チーム	3人(秘書広報課広報担当)	市民へのお知らせ 報道機関への情報提供
会場設営チーム	5人(道路交通課・教育振興課・施設所管課・その他関係課)	接種会場の設営、運営
予約システムチーム	5人(情報システム課・行政管理課・市民課・健康推進課)	予約システム等の構築
相談チーム	16人(健幸まちづくり推進室・子育て支援課・文化・生涯学習推進課・健康福祉部)	コールセンターの運営 市民からの相談対応

③ 接種会場

接種会場へは、集団接種会場への事務従事として、全庁応援体制を組み、各部課から約350人の職員が従事

(2) 集団接種

① 会場

回数	接種開始日	会場	期間
1回目	令和3年5月12日	関戸公民館	令和3年5月12日～7月31日
		永山公民館	
2回目	令和3年6月2日	リンクフォレスト	令和3年5月15日～9月29日
		健康センター	令和3年10月16日～令和4年1月29日
3回目	令和4年1月22日	京王聖蹟桜ヶ丘 ショッピングセ ンターさくらゲー ト	令和4年1月22日～3月29日
		JTB フォレスタ	
		ペペリビル	令和4年1月22日～令和5年5月7日

回数	接種開始日	会場	期間
4回目	令和4年6月21日	京王聖蹟桜ヶ丘 ショッピングセ ンターC館	令和4年6月22日～8月29日
		JTB フォレスタ	
		ペパリビル	令和4年6月21日～令和5年6月12日
5回目 「令和4 年秋開 始接種」	令和4年9月22日	京王聖蹟桜ヶ丘 ショッピングセ ンターB館	令和4年10月14日～令和5年1月13日
		JTB フォレスタ	令和4年10月14日～令和5年3月26日
		ペパリビル	令和4年9月22日～令和5年5月7日

② 接種状況(令和5年5月7日時点)

※接種対象人口は、令和5年1月1日時点の多摩市住民基本台帳年齢別人口

年齢区分	接種対象人口 (人)	【従来型ワクチン】 初回(2回目)接種		【従来型ワクチン】 3回目接種		【従来型ワクチン】 4回目接種	
		接種者数 (人)	接種率 (%)	接種者数 (人)	接種率 (%)	接種者数 (人)	接種率 (%)
12～19歳	10,233	7,017	68.6%	4,078	39.9%	7	0.1%
20歳代	14,658	12,862	87.7%	8,212	56.0%	418	2.9%
30歳代	15,508	13,217	85.2%	9,558	61.6%	654	4.2%
40歳代	21,855	18,821	86.1%	15,104	69.1%	1,269	5.8%
50歳代	22,244	19,792	89.0%	17,336	77.9%	2,108	9.5%
60～64歳	8,219	7,607	92.6%	7,069	86.0%	4,915	59.8%
65歳以上	43,274	41,091	95.0%	39,767	91.9%	36,131	83.5%
市全体 (12歳以上)	135,991	120,407	88.5%	101,124	74.4%	45,502	33.5%

年齢区分	接種対象人口 (人)	オミクロン株対応 ワクチン接種	
		接種者数 (人)	接種率 (%)
12～19 歳	10,233	3,019	29.5%
20 歳代	14,658	3,656	24.9%
30 歳代	15,508	4,876	31.4%
40 歳代	21,855	8,857	40.5%
50 歳代	22,244	12,144	54.6%
60～64 歳	8,219	5,824	70.9%
65 歳以上	43,274	35,764	82.6%
市全体 (12 歳以上)	135,991	74,140	54.5%

年齢区分	接種対象人口 (人)	オミクロン株対応 ワクチン接種		【従来型ワクチン】 初回(2回目)接種		【従来型ワクチン】 3回目接種	
		接種者数 (人)	接種率 (%)	接種者数 (人)	接種率 (%)	接種者数 (人)	接種率 (%)
5～11 歳	7,942	288	3.6%	1,864	23.5%	1,000	12.6%

年齢区分	接種対象人口 (人)	1回目接種		2回目接種		3回目接種	
		接種者数 (人)	接種率 (%)	接種者数 (人)	接種率 (%)	接種者数 (人)	接種率 (%)
6 か月～4 歳	4,277	295	6.9%	278	6.5%	246	5.8%



【ワクチン接種会場の様子】

(左上:リンクフォレスト。右上:永山公民館。下段:関戸公民館。)

(3) 予防接種証明書発行

コロナ禍において、国外への移動を可能とするために、令和3(2021)年7月より、予防接種証明書の発行を開始した。その後、令和3(2021)年12月より、予防接種証明書のデジタル化に合わせて、紙ベース予防接種証明書は2次元コード付きとなり、日本国内用と海外用2種類となった。

令和3(2021)年度の発行件数は、国内外合わせて1,285件、令和4(2022)年度2,706件(国内外合わせた件数)であった。

(4) 市内教育・保育施設、学童クラブ、児童館の従事者への新型コロナウイルスワクチンの集団接種会場における余剰枠・優先枠を活用した接種

一般接種の開始前に、当時のワクチン接種対象者となっていない未就学児と接触がある市内教育・保育施設等に勤務する職員に対し、業務上の必要性を考慮し、集団接種会場における余剰枠・優先枠を活用し、先行的に接種を

行った。このことにより、接種日当日に生じてしまう余剰分ワクチンを無駄なく活用することができた。

この接種方法は、あらかじめ、希望する市内教育・保育施設等の職員を把握し、当日の残ワクチン数見込みに基づき連絡する手法で接種を行った。

その結果として、新たに優先で接種できる枠の確保などと、あわせて約2,800件の接種を行った。

(5) 妊婦への新型コロナワクチン優先接種

妊娠中に新型コロナウイルスに感染すると重症化しやすく、早産のリスクが高まるとされていることを踏まえ、希望する妊婦の方ができるだけ早期に、円滑に新型コロナワクチンの接種を受けることができるよう、また、妊婦の新型コロナウイルスへの不安を軽減し、安心して出産できるよう、妊婦及び配偶者(内縁、パートナー含む)に対し、新型コロナウイルスワクチン接種の機会を優先的に確保した。

(6) エッセンシャルワーカー及び障がい者等への優先接種

医療機関や日々の生活を支える職種、また介護・障害関係サービスでの業務に従事する職員や重症化リスクの高い障がい者については、早期に円滑に新型コロナウイルスワクチンの接種を受けることができるよう、優先的にワクチン接種を受けることのできる機会を確保した。特に障がい者については、障害福祉サービス事業所の職員と一緒にワクチン接種を受けることのできる仕組みとすることで、円滑なワクチン接種を行うことができた。

(7) 職員接種問題

市職員が感染の原因となり、来場者へ拡大させないための危機管理対策として、「自治体がワクチン接種の特設会場を設けた場合、その会場は臨時的医療機関となり、そこで従事する職員は医療従事者の範囲内となること」を東京都へ確認のうえ、多摩市新型コロナウイルスワクチン集団接種会場において、集団接種業務に従事する市職員約300人に対し、多摩市医師会と協議も行い、令和3(2021)年5月初旬にワクチン接種を行った。

しかしながら、世界的なワクチン需要から、日本国内においてもワクチン供給不足の時期と重なり、早期に接種しなければならない高齢者等への配慮が欠けているとの批判が相次いだ。

市としては、常に最悪な事態を想定した危機管理の中で行った措置であるが、市民の理解を得るために、事前の十分な情報提供の必要性を、強く実感させられる事案であった。

(8) 市民の声

新型コロナウイルス感染症に対する市民の関心は非常に高く、世界で初めて感染が確認された当初から、多くの不安や、市に対する要望が寄せられた。

感染の拡大が始まった令和2(2020)年は、情報発信が充分でない、学校を休校にしてほしい、休業等要請など、世の中の動きを止める方向に関する要望や、感染防止における住民同士のマナーに関する要望等が全体の傾向であった。その対策として、公共施設の閉鎖に理解をいただいたものの、図書館における本の貸出早期再開を要望する声は、数多く寄せられた。

その後も、その時々々の世相を反映するように、市民の声は寄せられ続け、令和2(2020)年5月以降は、PCR検査センターの設置、特別定額給付金の早期実施、登園自粛に伴う保育料の減額、小・中学校におけるオンライン授業の実施など、市民の安全・安心、暮らしを守ることに直結するような要望が多い傾向となっていた。

いわゆる“第何波”といわれる新規感染者数の増減に影響されるように要望に変化が現れ、秋ごろには、新規感染者数が減少傾向となったことから、全体の要望数が減るとともに、子どもの遊び場の確保、公共施設の開館時間延長に関する事などが寄せられた。しかし、冬になり再び新規感染者数が増加すると、成人式等市民を集める事業の中止(延期)等に関して、多くの要望が寄せられた。

また、長引くコロナ禍の影響から、市内事業者への支援や、特別定額給付金の支給基準から外れ、対象とならなかった新生児への支援、市独自の支援制度の創設なども寄せられていた。

令和3(2021)年3月ごろから、ワクチン接種の早期実施に関する要望が徐々に多くなり始め、その後、ワクチン接種に関する要望は、早期実施から、ワクチン接種の案内が届かない、ワクチン接種の予約が取れないなど、感染への不安からワクチンをより早く確実に接種するための要望に変化した。

また、ワクチン接種に関しては、市民の期待も大きかったことから、さまざまな要望や意見が寄せられ、その中でも特に高齢者等から予約方法・周知に関しての要望と苦情が多く寄せられた。

そして、多くの市民が予約の取れない状況にあって、前述の市職員のワクチン接種に関する報道がなされたことから、一部はその内容を理解していただき、肯定的に受け止めていただいたものの、事情はあれ、自身の接種の見通しが立たない中で、先行して市職員のワクチン接種に対するお怒りの声が多く寄せられた。ワクチン接種については、その後も、新型コロナワクチン接種コールセンターや、接種会場に関すること、3回目接種に関することなど、

令和3(2021)年度中は数多く寄せられ続けた。

この2年間に於いて、通年にわたり寄せられ続けているのは、市民にとって新型コロナウイルス感染症に対する緊急性・重要性が高いと思われる情報や、情報伝達(収集)手段に関する事項であり、特に、市内で感染が拡大している時や、ワクチン接種など新しい事案が発生した直後は、情報の早期提供に対する要望が集中する傾向にあることから、今後も、新型コロナウイルス感染症対策について、常に市民の目線に立った正確かつ分かりやすい情報発信を迅速に行うことを再認識した。

(9) 公民連携

新型コロナウイルス感染症により、国より自治体に対し事務が委任され、多くの業務が発生した。その中でも「特別定額給付金」と「ワクチン接種業務」は、市民の注目度が高い一方、ほぼ全ての市民を同時に対象とすることや、市として経験や手段がなかったことから、適切な業務実施の準備として、ある程度の時間が必要であると想定された。

一方、国からは、先行して実施機関の目安が示され、テレビ等で先行する自治体の状況をあおるように報道することから、市民の声として、迅速な実施を求める声が非常に強くなった。

これに応える方策として、当時、他の業務で BPO(ビジネス・プロセス・アウトソーシング)を得意とする市内事業者と連携していたことをきっかけとし、様々なノウハウを持つ民間企業の協力を得て、これらの業務を実施する事とした。

① 特別定額給付金と公民連携

特別定額給付金の問い合わせとして、「申請をしたが、いつ給付されるのか?」「マイナンバーを使った申請をしたが、進捗状況を教えてほしい」など、定型的な問い合わせが多かった。

当初、コールセンターを立ち上げ、市職員の輪番制により、市民からの問い合わせに対応していたが、こうした声を受け、申請した市民が、その処理状況をインターネットで確認できるシステムを公民連携により構築し導入した。

申請に対する処理状況を、市民が自分で確認できるシステムを導入することで、申請から給付までの市民の不安を解消するとともに、市職員及び、委託でのコールセンター従事者が、他の問い合わせに対応できることとなり、事務の効率性を図ることが可能となり、多くの市民の問い合わせに答えることができた。



【市職員によるコールセンターの様子】

② 公民連携で構築したワクチン接種システム

若年層を除く全市民約13万5千人を対象にワクチン接種をするといった、市として全く経験がない大きな事業に取り組むことになった。当初は、紙台帳で管理することも検討していたが、接種日の管理やその後の更新等をスムーズに行えるよう、デジタル主体のシステムを導入することとした。

しかしながら、業務の特殊性から、市販している既成のシステムでは課題も多いことが確認されたことから、ワクチン接種の予約に関して管理することができるシステムを公民連携により構築し、導入することとした。

独自のシステム構築のため、開発に多少の時間を要したが、システム稼働後、他自治体が採用した市販のシステムは、運用直後にシステムダウン等の障害が発生したが、本市のシステムは、システムダウンや、処理速度の低下は発生せず、結果的にワクチン接種会場の混雑緩和に貢献できた。

また、電話予約の殺到を予測し、AIコールセンターを構築した。これは、インターネットは苦手だが、電話ならば自動予約を行える年齢層をターゲットとし、電話により24時間、電話回線数無制限で予約することができるシステムとした。これにより、通常のコールセンター業務の混雑を緩和することができたものの、一斉に予約を受け付ける状況下では、繋がりにくさなどの課題もあった。



【多摩市ワクチン予約サイト トップ画面】

8 市内医療機関との連携体制

(1) 保健所を持たない多摩市の対応

本市は、政令市や中核市と異なり保健所機能を持っていないことから、感染者に係る情報は独自に把握することができない。この情報は保健所の業務に必要な情報であると同時に、市が、市民の生命・財産・暮らしを守る政策を進めることで、必要不可欠な情報でもある。

市長が先頭に立ち、東京都市長会を通し、都に対し情報提供の要請を行うとともに、この要請に、都議会や市議会からも支援があり、その後、一定の改善が図られた。

さらに市の独自の取り組みとして、「新型コロナウイルス感染症対策会議」(5者会議)を立ち上げ、多摩市医師会・南多摩保健所・日本多摩医科大学多摩永山病院・多摩南部地域病院・多摩市により、その時々での感染者の状況、医療機関の逼迫状況や必要な対策を協議し、新型コロナウイルスへの対策について、市内の医療機関と常に連携を図り、必要な事業実施など対応を行ってきた。

また、南多摩保健所との連携体制は感染者の情報の共有が図られない等、当初は課題があったため、管内の自治体と南多摩保健所で会議を繰り返し、保健所を補完する市の役割を整理し、感染症下における保健所と市との連携体制を構築した。そして、令和4(2022)年1月から南多摩保健所主催により、南多摩保健所管内の日野市・稲城市・多摩市の医師会と自治体が定例のWeb会議を週1回実施することとなり、現在も引き続き情報交換を行い、連携体制を強化しながら対策に当たっている。

(2) 多摩市医師会の協力

本市の新型コロナウイルス感染症対策においては、多摩市医師会はなくてはならない存在である。新型コロナウイルスがまん延する以前より、災害医療訓練等を通じ、危機管理での役割分担の共有や、顔の見える関係作りができていたことや、多摩市医師会長の強いリーダーシップと、各会員や医療機関の強力な支援体制により、各種対策が早期に実現できた。

多摩市独自PCR検査センター設置には、国や都から大きな協力が得られない中、多摩市医師会が大きな決断を下し多摩市独自のPCR検査センターが実現した。保健所を持たない自治体として市と多摩市医師会は綿密な調整を図り、場所の選定や具体的な実施方法等、詳細にわたるまで協議を行い、独自のドライブスルー方式を確立することができ、運用実施時期も他自治体より早期となる令和2(2020)年5月連休明けに立ち上げることができた。これは、保健所設置市、市立病院をもつ市以外では都内で初の試みとなった。

ワクチン接種においては、全ての会場の具体的なオペレーションや、誘導や受付等の会場内の人員体制について協議を行い、安全な接種体制を実現することができた。

また、医師の確保においても、接種日程に応じた医師のローテーションを組んでいただいた。

その他にも、先に記述した、「新型コロナウイルス感染症対策会議」の設置や、発熱外来の実施、かかりつけの患者などが新型コロナウイルス陽性となった場合は、医療機関が中心となり、保健所と連携して健康観察を行う体制や、保健所からの依頼による往診体制の確保、さらに、マスクの備蓄が不足している医療機関に対して、マスクの提供の協力等、様々な連携協力を図ることができた。

今後についても、多摩市医師会と、常に連携を図り、新型コロナウイルス感染症対策を行う。

(3) 新型コロナウイルス感染症病床確保のための転院支援

市内2病院やその他の市外近隣病院の感染症患者受入病床の維持を図るため、市独自の取り組みとして、転院支援を行った。具体的には、感染症病床に入院中の患者のうち厚生労働省の定める感染症患者の退院基準を満たすが、新型コロナウイルス感染症によらない事由により引き続き入院加療等を要する方を、転院により受け入れる市内医療機関へ補助金を交付することにより、感染者が適切な医療を受けられるよう医療体制の支援を行った。

- ・令和3(2021)年度:実施期間9～3月、受け入れ病院2、転院者23人
- ・令和4(2022)年度:実施期間8～3月、受け入れ病院2、転院者72人

(4) 新型コロナウイルス感染症対応分娩室整備費

出産を控えた妊婦の不安を軽減することや、周産期医療を行う医療従事者の感染を防止するため、市内の感染症病床を有する周産期連携病院の分娩室の改修に対して補助金の交付することにより、感染症患者等の出産に必要な医療提供体制や院内感染防止のための分娩室の設備を整備することができた。

このことにより、日医大多摩永山病院の分娩室の改修が行われ、その分娩室は、10回の救急搬送・87回の分娩に利用された。

9 この間の市の取り組み

(1) 補正予算の編成

市は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等防止、早急に取り組みが必要なもの、また当初予算編成後の情勢変化に適切に対応するため、現行予算や予備費の活用と合わせ、スピード感を持った施策の実施のため、補正予算編成をこれまでになく規模と回数で編成した。国の地方創生臨時交付金の活用に加え、急速な拡大による市民生活への脅威と影響を考慮し、新型コロナウイルス感染症対策を最優先課題とし、感染症の状況等を踏まえつつ予算編成を進めた。

特に、感染拡大の防止対策、市民の暮らしへの支援、事業者への支援等を中心に適時適切に補正予算の編成に向けて対応してきた。(令和2(2020)年度=10回、令和3(2021)年度=15回、令和4(2022)年度=14回の補正予算を編成)

今後も、市民の生命、健康、生活を守り、いまだに続く感染症に対し、必要に応じて補正予算の編成など、切れ目のない支援を行っていく。

なお、補正予算一覧は、資料編を参照

(2) 市民への給付事業

① 特別定額給付金

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和2(2020)年4月20日閣議決定)において、「新型インフルエンザ等対策特別措置法の緊急事態宣言の下、(中略)人々が連帯して一致団結し、見えざる敵との闘いと

いう国難を克服しなければならない」と示されたことから、市民一人10万円を迅速に支給することとなった。

市としても、感染防止に努めながら、より簡素な仕組みとし、早急に支給することを目的とし、令和2(2020)年5月末までに「特別定額給付金申請書」を世帯主宛てに発送し、申請書に必要事項を記入し、本人確認書類と口座確認書類などを添付して同封の「返信用封筒」で返送する方法と、マイナンバーカードを取得者はマイナポータルにて手続きを行う方法で実施した。

支給対象の対象者は、7万3,092世帯・14万9,048人であったことから、令和2(2020)年5月の人事異動により、係長1名・担当2名配置し体制を整えた。また、7月1日にて総務契約課から1名事務従事にて応援を行った。

執務場所も、当初は第2庁舎で行っていたが、業務拡大に伴い、7月よりバルブ永山5階へ移動し、その時期に委託業務にて、コールセンター等の開設も行った

結果として、7万2,553世帯、14万8,450人(支給率 99.6%)へ支給することができた。

② 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金等

令和3(2021)年11月19日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を受け、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、様々な困難に直面した方が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対し、1世帯当たり10万円を給付した。

この事業において、給付金の趣旨から早期の給付が必要であり、所管課から現行の職員体制では対応が困難との要請に応じ、新型コロナウイルス感染症関係課長会にて庁内全体の各部署を4つのグループに分け、各グループより、一定期間の応援職員を事務従事にて派遣する取り組みを行った。これにより、短い期間においても、対象世帯に対し、速やかな給付開始を行うことができた。

その後も、令和4(2022)年度には上記給付金受給者を除いた令和4年度住民税非課税世帯等に対して1世帯当たり10万円を給付し、続いて電力・ガス・食料品等の価格高騰に対応するための1世帯当たり5万円の緊急支援給付金を給付した。令和5年(2023)度においても同様に、価格高騰に対応するため1世帯当たり3万円のエネルギー・食料品等物価高騰支援給付金支給のための事務を進めている。

③ 生活困窮者等支援

新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、国は、令和2(2020)年3月から国は住居確保給付金の要件を緩和し、対象者を拡大した。それにより当市においても新型コロナウイルス感染症の影響により離職や休業等で収入が減少し、住まいを喪失する恐れがある方または喪失した方などへ一定期間家賃相当額を給付し、安定的な生活を送るための支援をするとともに、継続的な就職を支援した。その申請や相談者が激増したことに対応するため、令和2(2020)年7月にしごと・くらしサポートステーションの人員増を行い、丁寧な相談支援に取り組んだ。

また、多摩市社会福祉協議会が申請受付の窓口となり、生活福祉資金(緊急小口資金、総合支援資金)の特例貸付について、令和2(2020)年3月から令和4(2022)年9月まで実施した。新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入減少があった世帯へ緊急かつ一時的な生活維持のための支援を行った。令和5年(2023)1月から順次償還期限が到来しているが、償還により利用者が困窮することがないように、市、しごと・くらしサポートステーション及び多摩市社会福祉協議会とで連携し、個別に償還免除や猶予の案内や、相談利用を呼び掛けるなどのフォローアップを実施している。

そして、令和3(2021)年7月から、緊急小口資金等の特例貸付の再貸付が終了した世帯など、生活再建が厳しい状況にある世帯を対象に、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の給付を行い、就労による自立を図った。本貸付は当初、令和3(2021)年8月末を申請期限としていたが、長引く経済状況の低迷を受けて計6回の制度延長が行われ、最終的に令和4(2022)年12月末の申請受付をもって終了した。加えて、就労等への支援を行ってもなお自立が困難な場合には、円滑に生活保護の受給につなげるよう相談支援を行った。新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の申請受付は、しごと・くらしサポートステーションにて実施し、相談支援につながりやすい環境づくりに取り組んだ。

市として、これら事業に取り組んだことにより、生活困窮者の生活を支えることができた。

(3) 子育て世帯への給付事業

① 子育て世帯に対する臨時特別給付金等

(ア) 令和2(2020)年度子育て世帯への臨時特別給付金

令和2(2020)年4月20日付けにて閣議決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」を受け、子育て世帯に関しては児童手

当(本則給付)を受給する世帯に対し、その対象児童一人あたり1万円を上乗せして支給することとなり、令和2(2020)年6月12日より支給を開始した。

この給付金は、主に自治体が支給対象者(申請を要する公務員世帯を除く)に対し支給の申込みを行い、贈与契約を成立させる積極支給(プッシュ型支給)の方法とした。

その結果、対象児童15,456人に支給を行ったことで、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援することができた。

(イ) 令和3(2021)年度子育て世帯への臨時特別給付

令和3(2021)年11月19日付けにて閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」及び、令和3(2021)年12月20日成立の令和3(2021)年度補正予算(第1号)を受け、子育て世帯に関しては0歳(令和4(2022)年3月31日までに生まれた子)から高校3年生(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)を養育する世帯に対し、10万円相当の給付をすることとなった。当初、国は、クーポン方式を原則としたが、市は現金10万円の一括支給を選択し、令和3(2021)年12月27日より支給対象者へ積極支給(プッシュ型支給)で行うとともに、現行の手法に加え、申請に基づく支給も行った。

結果的に、対象児童16,919人に支給を行ったことで、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援することができた。

② 子育て世帯生活支援特別給付金

(ア) 令和3(2021)年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親・ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯)

令和3年3月16日新型コロナに影響を受けた非正規雇用労働者等に対する緊急対策関係閣僚会議「非正規雇用労働者等に対する緊急支援策について」を受け、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得のひとり親世帯・ひとり親世帯以外の子育て世帯に対し、生活の支援を行う観点から児童一人あたり5万円を支給することとなった。

ひとり親世帯に対しては、児童扶養手当の支給を受けている者、公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない者、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変

するなど、収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった者に対し児童一人あたり5万円を対象児童1,203人に支給した。

ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯に対しては、令和3(2021)年度住民税均等割が非課税であり、かつ児童手当・特別児童扶養手当の支給を受けている者、高校生(令和3(2021)年3月31日時点で18歳未満)までの子(障害児は20歳未満)を養育する者、もしくは新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和3(2021)年1月以降の所得が住民税均等割非課税相当となった者に対し児童一人あたり5万円を対象児童1,152人に支給した。

- (イ) 令和4(2022)年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親・ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯)

令和4年4月26日原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」」及び令和4年度新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金(令和4年4月28日閣議決定)を受け、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を観点から、児童一人あたり5万円を支給することとなった。

ひとり親世帯に対しては、児童扶養手当の支給を受けている者、公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない者、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった者に対し児童一人あたり5万円を対象児童1,101人に支給した。

ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯に対しては、令和4(2022)年度住民税均等割が非課税であり、かつ児童手当・特別児童扶養手当の支給を受けている者、高校生(令和4(2022)年3月31日時点で18歳未満)までの子(障害児は20歳未満)を養育する者、もしくは新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和4(2022)年1月以降の所得が住民税均等割非課税相当となった者に対し児童一人あたり5万円を対象児童1,111人に支給した。

- ③ ひとり親世帯臨時特別給付金

児童扶養手当を受給する世帯に対する臨時特別給付金

基本給付は令和2(2020)年6月分の児童扶養手当受給者、公的年金等により同手当の支給が停止される又は予想される者、新型コロナウイルス

ス感染症の影響により家計が急変し直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった者で、対象児童は第1子5万円・第2子以降児童一人につき3万円を支給した。その後令和2(2020)年12月にコロナ禍により収入が下がった世帯も含め、対象児童となる2,530人へ再給付も行った。

④ ひとり親家庭等への臨時特別給付金支給

市独自の緊急支援策として、ひとり親世帯の児童育成手当の受給者に対し、児童一人当たり5万円の支給を行った。

小・中学校の臨時休校や、保育所等への登園自粛要請等によって1人の子を監護する時間が長くなるなど、様々な不安を抱えることとなったひとり親世帯に対し、経済的な支援、生活の一助となることを目的とし、対象児童1,611人へ給付を行った。

⑤ 新生児応援臨時特別給付金

市独自の取り組みとして、国が支給する特別定額給付金の対象とならない、令和2(2020)年4月28日以降に生まれた新生児704人へ10万円の臨時特別給付金を支給した。

コロナ禍で精神的な不安、経済的な負担も抱えながら妊娠・出産した家庭に対し、さまざまな不安や負担を軽減し、生まれてきた子どもの健やかな成長を応援することを目的とし給付を行った。

⑥ こども未来応援事業

コロナ禍で、通常とは異なる困難な時間を過ごしている、市内に居住する0歳から18歳までの子ども達に対して、国の地方創生臨時交付金を活用し、18歳以下全員には5,000円分の図書カード、15歳(中学3年生)と18歳(高校3年生世代)には上記に加えて30,000円分のQUOカードを支給した。

対象者に事前案内文を送付し、返戻分などを整理後、図書カードとQUOカードを簡易書留により郵送した。対象者数は、18歳以下22,030名、15歳(中学3年生)1,206名、18歳(高校3年生世代)1,328名。

実施後の事業アンケート(総回答数1,135件)の結果、事業について「とても良い」「良い」合わせて96.8%となった。

(4) 事業者への支援

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、売上げが減少した事業者へ

の支援として、国や都の制度も踏まえて、市として何をすべきかを戦略的に検討し、独自施策を打ち出して取り組んできた。

特に、新たな経済対策として、国では、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、新しい生活様式として、紙幣や硬貨の受け渡しを伴わないキャッシュレス決済を推奨したこと、また、市としても、事業者・利用者双方の感染リスクの低減が図れ、また、地域経済の活性化、事業者支援となることから、キャッシュレス決済によるポイント還元事業を令和2(2020)年12月16日から実施し、令和2(2020)年度～4(2022)年度を通じ、第5弾まで実施した。

その他、市内中小事業者である飲食店への支援として、10%のプレミアムを付与した多摩市版「飲食店応援チケット」発行に伴う補助や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、売り上げが減少した市内事業者の事業継続を支える、がんばろう事業者支援金、市内の中小事業者等、3者以上が連携して地域の活性化や相乗効果を生み出す事業に対して補助する事業者グループ連携支援補助金、感染予防対策促進補助金、市内飲食店・小売店が利用する食材のうち、市内産の農産物の食材購入費の一部を補助する多摩市産農産物利用飲食店等支援事業等、市として、市内全体の消費喚起や、市内事業者への支援として様々な事業を実施してきた。

また、永山ワークプラザでの職業相談・求人紹介や、国や東京都と連携した就職面接会や合同企業説明会、労働セミナーなどの開催、その他、市独自事業として求職者と事業者とのマッチングを含む総合的な就労支援を行なう緊急就労支援事業など、市民の生活を支え就労支援の取り組みを行ってきた。

このほか、市内でプロとして文化芸術活動に携わるアーティストに対し動画作品を募集し、制作機会を創出することで、市内アーティストを支援する事業を実施した。

市としては、即効性の高い支援や継続的に行う支援など、様々な支援を織り交ぜながら、市内の事業者やそこに働く市民の生活を支援してきたが、新型コロナウイルス感染症の影響は長期化することが想定されることから、今後も、事業者への支援と市民への就労支援等を検討していく必要があると考えている。

(5) 福祉事業者等への支援

福祉事業者等は、利用者や家族等の生活を支える上で欠かせないものであることから、感染症が蔓延する緊急事態宣言下等であっても、臨時的な対応を行いながらサービスを継続してきた。

とりわけ介護保険事業所や障害福祉サービス事業所等においては、重症

化リスクの高い利用者にサービスを提供していることから、感染防止対策の徹底が必要とされた。市としては、こうした事業者への支援を行うことにより、感染が拡大するなかでも必要なサービスを継続的に提供し、高齢者や障がい者の命と生活を守っていく必要があり、国や東京都の制度も踏まえて、市の施策を展開し積極的に支援に取り組んだ。

令和2(2020)年度は、感染対策に係る負担が増大している事業所へ、いち早く「介護保険・障害福祉サービス事業所等事業継続応援金」を交付することでサービス提供基盤の維持を図った。また、東京都の「区市町村との共同による感染拡大防止対策推進事業補助金」を活用し、事業者の自主的なPCR検査等に要する費用補助「介護保険・障害福祉サービス事業所等新型コロナウイルス検査 経費補助事業」を創設した。令和3(2021)年度からは、自身での唾液採取が困難な高齢者・障がい者に配慮し、PCR検査の上乗せ補助を行った。さらに、集団感染が発生し積極的に感染拡大防止に貢献した事業所に対する「感染拡大防止対策給付金」を市独自に創設するなど、さまざまな事業を実施しサービス提供体制の維持に寄与してきた。

また、感染が発生した事業所、特に集団感染となった事業所に対しては、適宜、検査キットや衛生物品の提供、関係機関との連絡調整を行ったほか、南多摩保健所と東京都感染症対策チーム(DMAT)の現地調査に同行し、感染拡大防止と早期収束に向けた支援を行った。このほか、南多摩保健所と連携し、流行に応じた具体的な集団感染予防対策の講習を随時WEBにて実施し注意喚起を図った。

(6) 下水道事業での支援

緊急事態宣言に伴う外出自粛で在宅時間が増えることや、手洗い・うがいの習慣化により、上下水道使用量が増加することを想定し、下水道事業として可能な支援策として、市内で下水道を使用している全ての方の下水道使用料を、2ヶ月合計100m³を上限とし減免を行った。

なお、対象期間は、検針が隔月となることをふまえて令和2(2020)年8月または9月の検針分とした。

(7) 妊婦・産後への支援

コロナ禍において、地域で親子が孤立せず、安心して出産・子育てが行えるよう、妊娠期から子育て期の切れ目のない支援を行い、子育ての経済的負担を軽減するなど、新型コロナウイルス感染の状況下で不安を抱えている妊娠・出産・子育て期を過ごす市民に対し、市が応援の意味を込めてギフトを支援した。

妊娠期の市民は、「ゆりかごTAMA すこやか妊婦応援ギフト」を行い、10,000円分の交通系 IC カードを支援、出産後の市民は、TAMA で子育てすくすくベビー応援ギフト」とし、20,000 円分の交通系 IC カードを支援した。

これらの支援により、妊娠期から出産後の市民やそのお子さんの、病院等への移動を容易にするとともに、移動の際の感染リスクの軽減を図った。

(8) 東京都出産応援事業

- ① 東京都出産応援事業(令和 3(2021)年度事業)コロナ禍において子どもを産み育てる家庭を応援・後押しするために、10 万円分のカタログギフト(育児用品や子育て支援サービス等)を提供した都の制度。市は都より委託を受け、対象者の抽出し、対象者839人へギフトカードの発送、ギフトカード紛失時の再発行処理を行った。
- ② 東京都出産応援事業(令和4(2022)年度事業)コロナ禍において子どもを産み育てる家庭を応援・後押しするために、10 万円分のカタログギフト(育児用品や子育て支援サービス等)を提供した都の制度。市は都より委託を受け、対象者を抽出し、対象者660人へギフトカードの発送、ギフトカード紛失時の再発行処理を行った。

(9) 報道対応

報道機関が自治体の情報を取り上げた場合は、市民に対する情報提供の速報性・広域性・同時性が確保され、かつ、その情報は信頼性が高く評価されることとなり、市、市民双方に大きなメリットをもたらす。

市として、このようなメリットを最大限に活かせるよう、報道機関に対し、適宜適切に、また、その時々状況に応じて、情報提供を行うことを心掛けているとともに、市民へ提供する情報とは別に報道機関向けに資料を作成し情報提供を行っている。

特に、市の姿勢を示すことで、市民に対し安心・安全が届けられることから、その根拠となる施策や予算に関する情報は積極的に提供してきた。

また、新型コロナウイルス感染症の初期段階では、市長が直接記者からの質問に答え、トップセールスを強調する取り組みや、三密を回避するために青空記者会見を実施する等、コロナ禍にあっても中断することなく定例記者会見を通じた報道機関向けのPRも積極的に行っている。



【令和2(2020)年4月 青空記者会見の様子】

(10) DX と働き方の変化

政府は、新型コロナウイルス感染症対策本部決定として(令和2(2020)年3月28日(令和3(2021)年5月7日変更))により「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(抜粋)」にて、新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する事項の中で、職場への出勤について、人の流れを抑制する観点から、在宅勤務(在宅型テレワーク)の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指すことや、会議室等を執務室として使用することで執務環境における感染リスクを低減させること、テレワークや時差出勤等の感染予防のための就業上の配慮を行うこととした。

市としても、これらの方針に従い、新型コロナウイルス感染症対策や職員の「働き方改革」の実現に向け、庁内無線LAN環境の整備や、テレワーク・在宅勤務を可能とするシステム環境の構築、ビジネスチャット、ウェブ会議システム等を積極的に導入し、運用を開始するなど、新型コロナウイルス感染症の拡大を機に、ハード面の整備を行い、それらの情報通信技術を活用し、場所の制約を受けず柔軟に働くことができるテレワークの導入が推進された。

働き方改革については、初めての緊急事態宣言発出時から、市職員の在宅勤務を取り入れ、通勤時の接触や市民サービス提供時における接触、職員間での接触を極力減少させるとともに、緊急時の応急対策業務や窓口など継続しなければならない業務を除き、部署ごとに2班体制を組み、庁舎へ出勤する職員と在宅勤務とする職員の交代制勤務の取り組みを行い、現在にお

いても、在宅勤務を中心に、働き方改革の取組みのひとつとして実践している。

今後についても、DX や働き方改革について、官民間わずに先進的な事例を参考に、積極的に進めることで、ワーク・ライフ・バランスの実現と業務の生産性、効率性の向上に努めていく。

(11) オンラインに向けた取り組み

初の緊急事態宣言が発出されると、人の移動を抑制する動きが加速した。市の事業も、新型コロナウイルスの感染が確認された当初は、全ての事業を中止してきた。しかしながら、学校行事の中止や縮小、地域イベントの中止等により、気持ちの落ち込み等を感じてしまい、人と人とのつながりが希薄になってしまうことから、市としても、オンラインを取り入れ、学校や地域を盛り上げていくこととし、多摩市若者会議をはじめとするワークショップや、行政評価市民フォーラム等でオンラインが可能な事業について積極的に取り入れるとともに、50周年プレ事業の「みんなでつくる多摩市オンライン文化祭」や「成人式」など、多くの市民が集まる事業も、三密を避けることも踏まえ、オンラインを活用した事業を実施した。

また、ICT機器を効果的に活用し情報活用能力の育成を進めることを可能とするための「GIGAスクール構想」は、児童・生徒の学びを保障するための前倒しに対応し1人1台のタブレット端末等を整備、端末を持ち帰ることにによりオンライン授業等も可能となった。

そして、図書館においては、新型コロナウイルス感染症対策をきっかけに、非来館型のサービスである電子図書館サービスを導入した。

これからは、従来通りの対面での事業と、オンラインを組み合わせた、ハイブリッドで事業展開が行えるようになり、より多くの市民等の参加や意見を聞くことができるような仕組みが構築できたと考えている。

(12) 人員体制と事務従事

市長を本部長とする多摩市新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止と、市民の安全・安心を守るために庁内一丸となり、全力を挙げて取り組んできた。

「ワクチン接種業務」「特別定額給付金」は、市民生活に大きく影響し、迅速な対応が必要と判断されたことから、人事異動により、ワクチン接種業務では、健康推進課へ課長級以下担当主査、担当者を配置、特別定額給付金では、総務契約課へ担当主査、担当者を配置した。

また、新型コロナウイルス感染症対策は、次々と新たな対策を講じなけれ

ばならず、目まぐるしい状況変化の中、市として迅速に対応しなければならず、全てを人事異動により対応することは困難であった。

そこで、新規に実施する、多摩市独自のPCR検査センター設置、特別定額給付金の契約事務、ワクチンチームへの事務応援など、全体の事務量や難易度に合わせ必要人員を算定し、各部の応援体制を組みながら、事務従事により一定期間職員を派遣することにより、新規業務を強力に推し進めた。

新型コロナウイルス感染症対策を推し進めるために職員を派遣するには、派遣元の職場の理解は不可欠であり、職場の事情に合わせ、事務従事期間を柔軟に取り扱うことや、必要に応じて、その間の会計年度任用職員の採用の支援も同時に行っているが、なにより職場内での日頃のコミュニケーションが重要であることが強く実感された。

なお、ワクチン接種事務従事を除いて、令和2(2020)年度は延46名、令和3(2021)年度は延108名、令和4(2022)年度は延18名が事務従事により新型コロナウイルス感染症対策を全庁体制で支えた。

(13) 多摩市議会災害対策連絡会

令和2(2020)年1月30日に新型コロナウイルス感染症対策本部を設置したことを受け、市議会においては令和2(2020)年2月21日に、「多摩市議会災害対策連絡会に関する規程」に基づき、災害時の議会運営の円滑化や市本部に協力し災害対策の推進を図ること等を目的とした多摩市議会災害対策連絡会が設置された。

その後、週1回を原則として継続的に開催され、市の災害対策について説明するとともに、議員活動により集められた市民の声が共有されるなど、連絡調整を行うことにより、市と議会が共通の認識を持つことで様々な感染症対策や支援の迅速な実施につながった。

10 終わりに

(1) 危機管理

今回の感染症対策は、自然災害の危機管理とは違った対応が随所にあった。新たなる感染症に備え、市としても体制づくりは必要不可欠である。

新型コロナウイルス感染症初期を振り返ると、保健所を持たない本市においては、情報が入ってこない、あるいは、感染状況全体を把握することができない状態が続いた。このことは、最も市民に身近に存在する市としては、市民の健康、安全・安心を守るための具体的な施策を立案することの支障となったことは否めない。このような危機に迅速・的確に対応するために、基礎的自治体の司令塔である首長の権限についても再検討が必要であると考えられる。

① 新型インフルエンザ等行動計画及び BCP の見直し

行政機関が機能不全とならないよう、平時から感染症にしっかりと備え、また、今回の対応から得られた教訓を計画に反映することが必要である。また、円滑な業務遂行と感染症から職員の安全が確保できるよう資器材等の備蓄も必要である。

また、計画に基づき、平時からの備えについて、各部が役割分担を把握し、有事には平素の体制から円滑な切り替えを実現すること。そして、実践的な訓練も含め、有事に庁内が機能するかをチェックすることが必要である。訓練成果を踏まえ、計画内容を定期的にメンテナンスし、PDCA サイクルの実践を行うことも必要である。

③ 有事の際の機能強化

新型コロナウイルス感染症や自然災害などの有事の際には、本部長である市長の権限を強化し、適切な判断のもと、司令塔となって各部を指揮命令し一元的に感染症対策を行う体制が必要である。

次の感染症危機に備え、健康推進課の機能強化など、危機に迅速・的確に対応するための指揮命令権限を強化するとともに、一元的に感染症対策を指揮する組織体制を検討し整備することが必要である。

④ 機動的な組織体制

有事の際には、庁内の縦割りを排し、各部が一体的かつ相互補完的に取り組む体制を構築すること。庁内全体を指揮する部署をあらかじめ指定するとともに、今回、タスクフォースとして、防災安全課と健康推進課が組織されたように、機動的に動ける特別な体制を速やかに組織し、早期に庁内を一元的に管理する。

また、緊急事態発生時において、初動対応の遅れは、後々の危機管理に

大きな悪影響を及ぼすことから、必要な組織体制と人員配置についても、様々な手法を組み合わせながら、迅速かつ柔軟に進める。

(2) ポストコロナ

新型コロナウイルス感染症のまん延を契機に、市や市民は、三密回避など新たな生活様式の実践を通じて、価値観や行動に様々な変化が生じている。

感染症発生当初は、不要不急の外出自粛、都道府県をまたぐ移動の自粛、公共施設の閉鎖、小・中学校等の授業停止や学校事業の中止・延期、マスクの不足等を経験した。その後、在宅勤務の実施、Web 会議システムの導入、市主催事業の縮小や公共施設における定員制限など、新型コロナウイルス感染症が発生する以前には無かった変化を経験してきた。

これからは、ポストコロナを見据えた中で行政サービスのあり方や官民を含めた働き方改革を行い、来るべき人口減少社会を見据え、情勢変化に適時適切に対応する施策の実施や予算編成等が必要になってくるものとする。

また、コロナ禍において加速した DX や働き方改革への取り組みを推進し、新たな感染症にも迅速かつ柔軟に対応するとともに、新たな時代に向けた価値の創造を図り、自然災害、地球温暖化に立ち向かいながら、持続可能な成長につなげられる施策の展開を目指す。

(3) 新型コロナウイルス感染症と少子化対策の取組み

新型コロナウイルス感染症が急速に拡大したこの3年間は、本市においても出生率が大幅に低下する状況にあった。今後のさらなる高齢化の進行に加え、こうした傾向が続くことで、少子化の進行がさらに懸念される。

本市は、コロナ禍を経験したことにより、大きな転換期に差し掛かっており、この難局を乗り越え、子ども関係部署だけでなく総合的な少子化対策を講じ、持続可能なまちをつくっていく一歩をさらに踏み出すことが、非常に重要となっている。

11 コラム(※コラムは令和4(2022)年3月末時点で執筆されたものです。)

首長として、新型コロナウイルス感染症にどう立ち向かったか



多摩市長 阿部裕行

「新型コロナウイルス感染症」との闘いも 3 年目に入りました。一方で国は、感染の主流がオミクロン株に移り変わり、感染力は強くなったものの、病原性の威力が低下し、致死率が低下したことなどから、感染症法上の位置付けを「2 類同等」から季節性インフルエンザと同等の「5 類」に引き下げる検討に着手しました。

「科学的エビデンス」「正当に怖がること」を胸中に

思い起こせば、2019 年の暮れ、中国・武漢で未知のウイルスを発見との報に接し、2020 年 1 月 28 日に閣議決定で指定感染症となって以来、ここまでの時間を要すると誰が想像したでしょう。国内では、8 波にわたり、感染の大波が押し寄せ、その都度、感染者は大幅に増加していきました。

医療現場は極度に疲弊し、消防署の救急隊は、波が押し寄せる度に、過去を上回る出動件数となり、隊員たちの疲労も、これまた限界に達しています。この間一体、何が起きていたのでしょうか。特に地方自治体の現場で、とりわけ、自前の保健所を持たない・持つことかできない自治体として、どのように「市民の命を守る」闘いを行ってきたのか、その経緯を記録として残しておく必要がある、との強い思いから、この記録集は誕生しました。

首長として、どのように対処してきたのか、何が課題だったのか、若干、記しておきます。私は、当初から、未知のウイルスとはいえ、相手は自然界に存在しているウイルスであり、必ず解明し解決できる、そのためには、データや科学的に説明できる「科学的なエビデンス」は必須であり、かつ物理学者であった寺田寅彦の名言「モノをこわがらなさ過ぎたり、怖がりすぎたりするのは優しいが、正当に怖がることはなかなか難しい」との思いを胸中に刻みつつ必死に対応してきました。

「感染症対策本部」で喧々囂々の議論を経て決断へ

「市長、新型コロナウイルス感染症対策本部を立ち上げましょう」との進言が渡邊眞行総務部長(当時)からあり、私を本部長とする対策本部を立ち上げたのは、令和2(2020)年1月30日でした。東京都内26市では最も早い動きでしたが、令和1(2019)年に襲来した台風19号の教訓もあり、「初動対応の一步が重要」との認識が庁内で共有されていたからでした。総務部防災安全課と健康福祉部健康推進課が今回の災害対策本部の事務局を担うこととなりました。

令和2(2020)年3月には、文部科学省から3か月、小・中学校の全国一斉休校の指示があり、3月24日には、東京オリンピック・パラリンピックの1年延期が決定しました。4月7日には、「緊急事態宣言」が発令され、未知のウイルスへの恐怖と慄きの激震が走りました。

恐怖を募らせた大きな要因としては、令和2(2020)年2月16日に横浜港に接岸したダイヤモンド・プリンセス号に乗船していた56か国約3,700人への対応と、結果として船内で感染拡大が進むさまをテレビ等で日々、視聴した市民は、国内での感染が、急拡大した時、打つ手がないのではないかと、との不安感を抱いたのではないかと思います。

市の対策本部は、連日のように行われていた首相官邸、尾身会長ら専門家会議、東京都知事の記者会見などを必死にフォローしつつ、対応にあたってきました。官邸、厚労省、文科省、東京都、いずれも、振り返ってみれば、未知とのウイルスとの手探りの闘いの中、大混乱状態だったと思います。国や都の指示を仰ぎながらも市として判断し、決断してきました。「科学的エビデンス」「正当に怖がること」その視点を忘れず、議論してきました。そのいくつかを紹介します。

公共施設の開閉館については、政府の要請に基づき、3月2日から市民が集まる公民館、総合体育館などの公共施設を閉鎖する方針を固めましたが、一方で、厚労省は、医療従事者など業務を継続する必要がある人については、学校一斉休校下においても、保育園、学童クラブ等は開園し、受け入れてほしい、との通達を発しました。「三密をさける」「マスクの着用」「消毒液の配布」など、現場は極度な緊張感のもと、保護者への周知並びに登園自粛への呼びかけに協力いただいた保護者への保育料等の一部返金についても協議しました。

図書館の開館ならびに貸し出し等のサービスをどのようにしていくかの議論も交わされました。現場から、新聞を購読していない高齢者から図書館で新聞の閲覧を求める声があるとの訴えがありました。私からも、図書館は、いまこそ、その機能を発揮すべき時ではないかと発言。議論の結果、図書館は、新聞・雑誌等の閲覧スペースを確保し、市民の情報へのアクセス権を失わないようにすることとしました。

公園の遊具をロープ等で覆い、駐車場を閉鎖する自治体の例が報道され、市民から多摩市はどうするのか、との声もある、との報告があり、検討しましたが、結果として多摩市は閉鎖等の措置は行いませんでした。空気感染、飛沫感染にしても、太陽光にさらされ、利用者もマスクを着用し、手洗いしている限り、屋外の公園で遊具を通して感染するのか、などの議論や都道府県をまたがないことが求められている中、子どもたちには、市内の施設を活用していただきたい、そのためには公園を開放する必要がある、との結論でした。

また、地域の窓口として開館していたコミュニティセンター等の現場から、HP やツイッターだけでは、多摩市の感染者数など、感染がどの程度広がっているのか、状況が把握できない、防災無線は聞き取れない、などの声があがっている、との報告がありました。そこで、「たま広報かわら版」を発行し、コミュニティセンター、公民館、図書館などに張り出すこととしました。YouTube などによる「市長動画メッセージ」は令和2(2020)年4月からスタートし、手話での対応も含め、SNS での情報発信につとめてきましたが、一方でそのようなメディアに接触することのない高齢者などデジタルデバイド問題も再認識させられました。

自前の保健所を持たない自治体首長として内外に発信

さて、最大の問題は、この感染症が感染症法に基づく、「2類同等」と指定され、「SARS」「MERS」なみの致死率が高い呼吸器疾患となったことにより、指定感染症に指定されている診療機関でしか、治療できず、感染症に罹患した患者を診察した医師は、直ちに保健所に届け出を行い、治療はじめ入院その他の指示・権限は、保健所でしか行えなかったことにありました。

私は、当初から、保健所の現在の体制では人員的に無理があり、世界をパンデミックに陥れた 100 年に一度と言われる感染症に対応することは困難であり、人員を拡大すべき。特に保健所を持たない自治体は、情報共有・発信の観点から市民自身がスポイルされる恐れがあるとの危機感を抱いていました。

そこで、独自に、地元の南多摩保健所、市内にある三次医療救急病院である日本医科大学多摩永山病院、二次救急病院である都立多摩南部地域病院そして最前線で対応を迫られる開業医の集団である多摩市医師会と多摩市との5者協議の場を設定し、常に情報を共有し、自前の保健所を持たない自治体であっても「市民の命を守る」最前線の自治体として機敏に対応できる体制を整えたい、との強い思いでアクションを起こしました。当初、多摩消防署長にも加わっていただきました。

多摩市永山にある南多摩保健所は、日野・多摩・稲城3市を管轄する東京都の保健所です。当時、所長からは、「市長には、何の権限もない。指定感染症であり、保健所に任せていただきたい」、市長の仕事は、との問いに「手洗い、マスクの着用、消毒などの励行を市民に伝えていただければ、それでよい」と言われたこともあり

ました。その悔しさは未だ忘れられません。

令和2(2020)年、令和3(2021)年と個人情報の厚い壁を盾に、地元自治体として情報を共有させてほしい、対外的な感染者情報は責任をもって東京都は開示してほしい、東京都市長会、市長有志の連携などにより、何度も申し入れてきました。令和2(2020)年9月には Web メディアである朝日新聞の論座に「自前の保健所を持たない市長の叫び 東京都多摩市のコロナ対策」を投稿し、対外的にも訴えました。この訴えが効いたのは、令和3(2021)年9月になってからです。

令和3(2021)年夏のデルタ株の襲来により、医療崩壊に追い込まれ、保健所だけの力では、どうにもならなくなり、新聞報道や都議会などの質疑により、厚労省、東京都などが改善に動き出し、地元自治体で、ようやく、どこに患者がいるのか、情報を東京都と共有することができ、食料・衛生用品等の配布、保健所で電話が通じないときのサポートを行うことが可能となりました。

市役所職員へのワクチン接種、チーム多摩市の闘い

市長として、説明しておかなければならないのが、令和3(2021)年5月から始まった市民へのワクチン接種に先駆け、300人超の市役所若手職員への先行接種についてです。未知のウイルスであり、高齢者へのワクチン接種に従事する若手職員には、事前にワクチンを接種しておく必要があると判断したのは市長の私です。第一に接種会場で安心してワクチン接種していただくためには、受付等にあたる職員から高齢者にウイルスを感染させてはならない、また、接種会場は、診療所に準じた扱いとなっており、厚生労働省も、その業務にあたる職員は医療従事者に準ずるとの見解を示していました。

地元医師会の田村豊会長と協議し、会長からは、まず、医師会、薬剤師会などの医療従事者全員の接種を終わらせること。次に多摩消防署の救急隊員、南多摩保健所の職員の接種を行い。その次に市職員の接種を行っては、との提案があり、市としてワクチンの前倒し供給を東京都に要請し、医師会に接種対応をお願いしました。

この時点では東京都内で保健所、消防署職員への接種はまだ実現していませんでした。しかし、一部メディア等から、多摩市は高齢者より市職員を優先接種しているとの報道があり、市民から非難の声が相次ぐ結果となりました。当時、市長も優先接種しているのでは、との報道もありましたが、私は、早期接種は断っていました。

しかし、この職員への事前接種のおかげで、コロナ禍、他のセクションの職員と交流のなかった若手の市職員と医師会、薬剤師会と顔の見える関係が作れたこと、職員自身が直に市民と接触したことにより、高齢者の不安感など基礎自治体の公務員としてその職責を自覚できたことは、その後の市民との対応や市政運営に大

きな役割を果たしました。

これ以降、集団接種を中心とした多摩市のワクチン接種は都内自治体の先頭を走っていくことになるなどの態勢を整えることができたと自負しています。

もう一点が、東京都から招いた「副市長」そして厚生労働省から来ていただいている「健幸まちづくり政策監」の存在でした。自前の保健所を持たない自治体として、国、都との連携を進めていく中で重要な役割を果たしていただきました。また、市役所職員の団結力も付記しておきます。この報告書そのものが職員の自発的なアイデアの賜物です。

このように、未知のウイルスとの闘いは、「市民の命を守る」最前線となった保健所、医療、などの現場、介護、福祉、保育、教育などエッセンシャルワーカーの現場、日々の暮らし、生活を維持する流通、食料品等の小売り、そして基礎自治体である市区町村が一体となっていかなければ乗り越えられなかったと考えています。そして何よりも市民の皆さんの感染防止へのたゆまぬ努力を忘れるわけにはいきません。

本稿は、行政サイドからみた、コロナ対策の記録であり、その一端の紹介です。

新型コロナウイルス感染症対策奮戦記～判断と決断の日々～



前・副市長 浦野卓男

新型コロナウイルス対策を始めて3年近く経ちましたが、未だ終息しない中ではありますが、ウィズ・コロナ、アフターコロナの対策は一定程度進み、災害並みの時期はようやく過ぎました。

このたび多摩市がコロナ対策の経験が後世の参考となるようにと「多摩市新型コロナウイルス感染症対策の記録」をまとめるに当たって、当時副市長として共に対応してきたものとして、何かの参考になればと思い、当時を振り返りながら、思ったこと感じたことなどを記してみたいと思います。

<あの日、あの時>～多摩市独自のPCR検査センターの設置に際して～

保健所を持たない多摩市が独自のPCR検査センターを設置しましたが、簡単に実現できたわけではありません。

当時、市の担当者と多摩市医師会は定期的に会合を持っていましたが、PCR検査センターを開設するか、様々な意見があり、まとまらない状況でした。〇月のある日。担当者からは、今日の会合では、PCR検査センター設置の件は案件にしないと事前の説明がありましたが、「案件に出さないと会議の意味がない、議題にすべき」と市長に進言し、私も会議に同席し、発言していただきました。医師会の方々は意外だったかもしれませんが、この会合を契機に医師会の協力が得られることになり、独自の検査センターが動き出しました。

次の課題はどこに設置するかです。公共施設での場所選びになりましたが、これもすんなりは決まりませんでした。

検査センターを設置したい担当部署と、施設を管理する担当部署が会議を行いますが、なかなか合意できません。公園やスポーツ施設の利用が制限され、市民に何らかの影響が出てしまうが、「だから設置しない」のか「でも設置するのか」。

市民の安全を守るために検査センターを設置することが求められる中、会議に出席し、「影響があるが設置すべき」と押し切り、武道館に設置することとなりました。

それぞれ、当時の担当者には意に反しての決定で申し訳なかったが、どこかで判断し決断しなければ前には進まないものです。

かくして医師会の多大な協力と施設管理者の理解と協力、健康推進担当の並々ならぬ努力によって、保健所設置市でもない、市立病院もない市の中では、多摩市が都内で初めて設置できました。改めて関係した方々に感謝したいと思います。

<悔いが残ったワクチン接種>

感染拡大が始まった令和2年当時はワクチンができるのは早くも3年かかると言われていましたが、翌年の令和3年5月には早くもワクチン接種が始まりました。

しかし、ワクチンの配分量があまりに少ない上に市民(初期は高齢者)が予約を自ら取る手法であったため、要は早い者勝ちの椅子取り合戦となってしまう、数多くの苦情が市民から寄せられました。当然の結果です。

予約方法については庁内で検討しましたが、在宅率が高い高齢者には、接種の日時と場所をあらかじめ指定して接種票を郵送する方が混乱は少ないと思い、私はこの手法を勧めました。しかし配布されるワクチン数があまりにも少なく、市民に通知する際の指定の順序付けの難しさを背景に、国からの指示に即した形で、高齢者が自ら予約を取る手法となってしまうました。

ここでの私の教訓は、いくら国が示した手法であったとしても、その自治体が最もふさわしいと思う手法でやるべきでした。後々聞いたことですが、接種予約を指定する手法をとった自治体があったとのことであり、市民、特に高齢者の方々に負担を強いてしまったと、悔いが残ったワクチン接種のスタートでした。

<コロナと闘う体制整備>

新型コロナウイルス感染症との戦いは、すでに3年の長期戦となっています。

この間、それぞれの部署、職員には、本来、やるべき仕事がある中で、コロナ対策を加えて進めなければなりません。特に、ワクチン接種業務は、専属で対応する組織と職員が必要であり、元いた組織から引き抜いての職員体制としなければなりません。余った職員などいるはずもなく、引き抜かれた組織には負担がかかることは分かっているながらも引き抜かざるを得ない状況。定例の人事異動のように、単に内示で示すと言う手法ではなく、副市長室に個別に呼んで、これから始まる大変な業務をお願いし業務にあたってもらいました。

ワクチン接種以外にも、コロナ対策関連業務は多岐に渡っています。経済対策から福祉対策まで全市民対象の業務を次から次へとこなしていきました。人が足りなければ全庁で応援体制を取り、進めました。この間多摩市の職員は本当によくやってくれたと思っています。

何かを成すのは人です。人材は人財です。多摩市の宝です。新型コロナ対策ほど全庁が一丸となって、全市民のために対応したことはないのではないかと思うほどです。

<終わりに>

東日本大震災から 11 年が経ちました。あの時、私は企画課長として、計画停電に関することや、今後の市政運営についての業務をしていましたが、あの時の印象は、災害の中で対策本部はきちんと機能をしていたのだろうかと言うことでした。今回の新型コロナ対策では、決してそんな思いはしたくない。それがベースで、はっきり意見を言い、決めることは決め、周知し、実行する、あやふやにしない。災害時こそ、決断と実行が大切で、職員が動きやすくなることで、市民に対して最大のサービスを提供できます。新型コロナ対策は、私の 44 年間の公務員人生の経験をフル活用して対応した日々でした。

明日は今日よりももっと良くなる。きつとなる。ありがとうございました。

職員へのメッセージ

<ジレンマの時代からトリレンマの時代に>

コロナ対策は、すでに 3 年の長期戦となりましたが、この間多摩市の職員は本当に頑張ってくれていると思っています。ワクチン接種から、福祉対策、経済対策、DX、在宅勤務とこの数年で常識自体も変化したほどです。感染拡大が始まった令和 2 年当時は外出自粛、学校の休校、公共施設の閉鎖など、三密対策を行ってききましたが、何をやっても反対意見苦情がありました。防災行政無線を使って注意喚起をしても、うるさい迷惑と言われ、やらないともっと注意喚起すべきと言われ、やっても言われ、やらなくても言われ、まさにジレンマでした。

さらに国や東京都からは仕事が山のように降ってきます。本当に必要かと疑う事業もあるかもしれません。加えて、ロシアのウクライナ侵攻では、世界的にそして多摩市民にまで様々な影響が出ています。また、地球温暖化対策や原発の新設の話など、2 つの選択肢、どちらを選んでも何らかの不利益な状態になるジレンマの時代から、さらに選択肢が増え、相反することもやらなければならない「トリレンマ」の時代になってきています。

職員の皆さんは、地方自治体の職員として、自分の意見をしっかり持ち、庁内で議論をし、多摩市の市政運営に主体的に関わっていてもらいたいと思っています。「くらしに、いつも NEW を。」頑張れ多摩市！

ピンチをチャンスに



前・副市長 田代純子(東京都)

令和2年の年明けから始まった新型コロナウイルス感染症への対応は、当初の想定を大きく超える長期にわたるものとなっている。未曾有の危機にあって、多摩市では2年間に25回にわたる補正予算を編成し、様々な取組を進めてきた。緊急対応に人を割く中で、既存事業も含め各事業をいかに迅速かつ効果効率的に実施するかを頭を絞ったこの間の検討は、改めて、市が果たすべき役割や仕事の進め方についても再考する機会となった。

1 リアルなニーズを施策につなげる

市の最大の強みは、地域のフロントラインにることである。前例のない状況であり、事業検討にあたっては、改めて、各施設の窓口、保育園や幼稚園、介護事業所等々、部署それぞれのチャンネルを通じ、「地域や現場では何が起きているのか」、「何に困っているのか」リアルな情報把握に努めた。

例えば、経済対策では、職員による事業所訪問、アンケート調査、関係団体・金融機関等との意見交換など様々な場面で得られた情報を踏まえ、緊急対応としての給付金事業、外出自粛時の市内飲食店によるお弁当マーケット、活動再開時の消費喚起策としてのキャッシュレス事業、そして新事業展開に向けた補助や相談、就労対策事業などの取組を展開していった。各所管とも通常業務に加えての実施で繁忙を極める中であったが、強い使命感の下、フットワークよくリアルなニーズを聞き、また、都や国の制度、近隣市の状況も踏まえながら、担当職員が主体的に考え、多くの取組を展開した。

また、事業実施のパートナーと検討を重ね、陸上競技場でのヨガイベントや多摩川河川敷での映画上映など、屋外スペースを活用した新たな取組にも挑戦した。広い空の下、豊かな自然に囲まれての体験は格別で、密を避けるだけでなく、多摩市の魅力を改めて感じて頂ける機会ともなった。

リアルな行政課題を企業等と共有し取組んだものとして、避難所の混雑状況を地図上にリアルタイムで表示する取組がある。トイレの満空状況や飲食店の混

雑状況を可視化するサービスを展開するスタートアップ企業に注目し、防災安全課が話をもちかけ、実現した取組であるが、「多摩市発」のこの取組は全国に広がり、令和3年末時点で約200自治体に導入されている。

2 情報を届ける工夫

情報をいかに適切に市民に届けるかも重要な課題であった。SNS や防災行政無線の活用、「たま広報かわら版」の市施設等への掲示など、試行錯誤もしながら適切な手法を検討した。

その中で大きく進んだ取組に、動画配信やオンラインイベントがある。市の公式動画チャンネルには、子供たちが楽しい時間を過ごせるよう各児童館が作成した動画(90本以上!)や教育、健康づくり、観光など、職員自らが企画、制作、時には出演もこなし、工夫を凝らした魅力的なコンテンツが数多く並んでいる。個人的なお勧めは「多摩市でキャンプ」。すぐにも大谷戸公園でキャンプをしたくなるカッコイイ動画になっているので、ぜひ一度ご覧頂きたい。オンライン実施後に配信している講演会動画なども多くの方にご覧頂いており、ひきこもりに関する講演会は、何と16万回もの視聴回数を数えている。

今や定着した市長メッセージ動画も、市内の感染状況やワクチン接種など、市民の関心の高い事柄について、正しく、迅速に届けるとともに、紙媒体を目にすることの少ない世代にもリーチする、重要な情報発信ツールの一つとなった。

一方で、引き続きの課題として、誰ひとり取り残されることなく情報を届けるために取り組むべきことは多い。対面のやり取りでこそ生まれるものも市政運営には欠かせないものであり、目的に応じて組み合わせ、市民一人ひとりに届く手法を模索していく必要がある。

3 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシー

感染症の拡大により、一年の延期を経て行われた東京2020大会についても少し触れたい。様々な制約下ではあったが、大学やボランティアなど多くの方の協力を得て、自転車競技ロードレースや聖火の採火式などが実施された。多摩市はアイスランド共和国のホストタウンとなり、事前キャンプの宿泊先や練習場所となった施設の方々や公開練習など限られた場面ではあったが市民の方々に心温く迎えて頂き、選手団には非常に喜んでいただいた。

担当職員は、先行きが見えない中、他の緊急業務の支援にもまわりながらの準備となり大変であったと思うが、だからこそ、ここで生まれた様々なつながりを、一過性のイベントに終わらせることなく、今後引き継ぎ、発展させていけるよう願っている。

4 市職員のちから

コロナ禍で進めた取組にビジネスチャットの活用がある。私用アドレスを使わずともスマートフォンで全職員間のやりとりが可能となり、緊急時の迅速な情報共有はもとより、課題に応じてチャットグループが立ち上がり、(良くも悪くも)時間や場所を選ばずチャット上での情報共有や活発な議論が行われた。対面での会議、チャットのやり取りと、これだけの時間を費やし、市の役割や為すべきことを議論し続けた期間はなかったのではないか。

様々なチャネルで市民の生の声を聴き、職員一人一人が何をできるか考え、全庁一丸となって取組を進めてきた経験は小さくないものであり、これからの市政に、この間の取組によりワンアップした市職員の力が存分に発揮されていくことを確信している。

新型コロナウイルス感染症の取組を振り返って



前・健幸まちづくり政策監 倉吉紘子(厚生労働省)

多摩市において、令和3年7月の退任まで健幸まちづくり政策監として勤務した当時を振り返ると、就任期間の後半がまさにコロナ禍であり、厚生労働省からの出向者であったことから、新型コロナウイルス感染症の対策には思い入れがありました。印象深かった内容として、健幸まちづくりとの関わり、多摩市の取組として特筆すべきこと、新たな広報ツールの3点をご紹介します。

【新型コロナと健幸まちづくりの関わり】

今でこそ、国も屋内でマスクを外すことを励行していますが、流行初期は感染しないための手洗いとマスク着用、行動制限の注意喚起ばかりが前面に出ている印象でした。

そうした中でも、多摩市は、自宅から出ない＝体を動かす機会が減ることの健康へのリスクや夏にマスクをつけ続けることによる熱中症のリスクなど、「感染症の予防」と「予防行動をとることによる健康を害するリスク」との間で、そのバランスをとって市民の方々へ周知を行っていたのではないのでしょうか。また、公共施設等の閉館・開館の判断についても感染予防をしながら、市民の活動の機会ができる限り確保されるよう工夫がなされ、公園・緑地など屋外の施設については基本的に開放され、密にならないよう職員がパトロールすることもありました。

これは、多摩市で培ってきた健幸の知見、そしてスマートウェルネスシティ首長研究会での他市との連携の下地が積み重なっていたからこそ可能であったことだと思います。

感染予防とともに、「おいしく食べる」、「からだを動かす」、「ウォーキング」を変えず打ち出す、このことは大変重要な視点であったと思います。

【多摩市の頑張り】

次に、多摩市の新型コロナウイルス感染症の対策として特筆すべきことは、(1)PCR 検査センターの設置と(2)ワクチン接種の取組です。

(1)PCR 検査センター

多摩市は、新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言が初めて発出された令和2年4月7日から約1か月後の5月14日に「PCR 検査センター」を設置し、ドライブスルー方式での検査を開始しました。保健所のない自治体でPCR 検査センターを設置したことは、厚生労働省の新型コロナウイルス対策本部で働く同僚達にも随分驚かれました。

これは、地域の医療崩壊を防ぐために、多摩市医師会と多摩市が共同で、東京都南多摩保健所の協力を得て取り組むことにより、なし遂げることのできた取組でした。医療崩壊を防ぐという当初からの目的に加えて、市民の方々の不安を払拭することにも大いに貢献したのではないかと考えています。

(2)ワクチン接種

ワクチン接種の進み具合により、国(東京都)から配られるワクチン量が決まるという仕組みの中で、市民の方々への接種券等の郵送にはじまり、接種の予約枠をどのタイミングで開放するのか、また、問診や接種をしていただく医師・薬剤師・看護師の方々を適時に確保して対応できるかなど、オペレーションは大変難しいものであったと記憶しています。当初の混乱をどのように評価するかは意見が分かれるところだと思いますが、多摩市の取組として特筆したいのは、ワクチンの2回目の接種に当たり、1回目の接種時に予約をとってお帰りいただける仕組みをとったことです。これは、高齢者の方にとって2回目を確実に接種できるという安心感を持っていただけたことから好評であったこと、また、このために2回目の接種のスピードが早く、結果、若年層への予約枠の開放を比較的早く行うことができた点が評価できる取組であったと考えています。

【YouTube による広報】

これまでの紙媒体である「たま広報」での広報に加えて、政府が1回目の緊急事態宣言を行った令和2年4月7日から多摩市公式 YouTube チャンネルが開始されました。

初期の頃は、学校の休校措置がとられたことから、児童館・学童クラブの職員が、外に出られない子どもたちのために自宅で楽しめる遊びを紹介する多くの YouTube 動画をアップしていました。また、コロナの前から定評のあった多摩市介護予防体操「元気アツトレーニング」も YouTube にアップされ、高齢者の方々が自宅で運動する助けになりました。

また、健幸まちづくりシンポジウムも YouTube 配信での開催を試みました。コロナ禍で一気に進んだ DX(デジタルトランスフォーメーション)、リモートワークの流れを受けて、令和2年10月にベネッセ東京本社を会場に「多摩市で叶う、新しい健幸！ワーク」を、同年11月に元厚生労働省事務次官の村木厚子さんをお迎えしてサンリオピューロランドから「女性のための健幸づくり」を配信しました。このほか、多摩ニュータウン再生プロジェクトのシンポジウムをはじめとして「学び」の動画が数多く配信されているのも、当初の新型コロナウイルス感染症対策の意味合いを越えて、多摩市ならではの発展をしているのが特徴的だと思っています。

今も多摩市公式 YouTube では、開設当初と変わらず多摩市長からのメッセージなど新しい動画が継続して更新されており、広報の新しい形が定着していると感じます。

…

新型コロナウイルス感染症は、流行が始まってから3年経った今でも私たちの生活に少なからず影響を及ぼしています。昨今の医療DXの流れにより、事務の効率化やデータの共有などは、今回の教訓を踏まえて政府全体で改善されていくと思いますが、例えば、多摩市医師会と多摩市の関係など長年築かれてきた信頼関係をこれからも維持していくこと、また、コロナ禍にあっても新しい取組にチャレンジする市の姿勢が、多摩市が次の困難な局面を乗り越える重要な力になっていくのではないのでしょうか。

～職員の皆さんへのメッセージ～

新型コロナウイルス感染症との闘いが始まり3年が経過し、感染症のために増加した業務への対応に多くの人と時間をとられていたと思いますが、そろそろ本来この間に取り組まなければならなかった業務にも注力できるようになってきましたでしょうか。

流行初期の頃は特に、厚労省からの情報発信が不明瞭であったため、市民に何を伝えるのか、「不要不急の外出自粛」という一言をとってみても、散歩は良いのか、ラジオ体操はどうかなど、個人の行動を想像した場合にどのように受け取るべきか、市民と直接対峙する職員の皆さんにはどう説明するのか当惑する場面や言われる必要のない苦情を受けることも多かったのではないかと思います。この場を借りて、お詫びを申し上げます。

私が最も印象に残っているのは、そのような中でも、公共施設やコミセン、放課後子ども教室など閉館・中止してしまえばゼロリスクであり、感染予防を盾にすれば市役所が責められることはないにもかかわらず、経営会議等の場では多くの管理職の方が、なんとか市民活動の機会を減らすことがないよう、できるだけ確保するように工夫し努力されていた姿です。市民の健康と市民活動と双方を守ること、

ともすれば一方を立てればもう一方が立たない関係ですが、どちらも達成しようとされる姿勢が心に残っています。

また、ワクチン接種における対応など、市として初の取組であっても、常に「なんでもできて当然」と思われ、市民のための仕事がなかなか理解されない歯がゆさを何度も目にしましたが、そうしたリスクを背負いながらも、ひとつひとつ着実に決断し、実行していく皆さんのプロの働き方に多くを学ばせていただきました。ありがとうございました。

私の今の仕事は、医療保険制度を陰で支えるレセプトの審査支払機関をどう立て直すのかというもので、医師会や保険者などステークホルダーとの調整や政府の新たな医療DXの流れにより、努力しても政治的に決められ理不尽な思いをすることも多いですが、多摩市の皆さんのプロ意識を思い出し、できるだけ自分で考え、チーム・上司と共有し、納得いく解を探すようにしています。

これからも市民生活を守る縁の下の力持ちとして、多摩市を支えてくださいね。私も頑張ります！

前夜



前・多摩市保健医療政策担当 伊藤 重夫

まだ？もう？3年前のことですが、10年も20年も「新型コロナウイルス」とお付き合いしている気がします。

職員の力、まさしく「オール多摩市」でコロナに立ち向かっていますが、憚りながら、医療政策担当として思ったことなどを書かせて頂きたいと思います。

<新型コロナウイルス前夜 ～まさか！深く深く反省したこと～>

「世界的なパンデミック、100年に一度の感染症など、そうそう起こるはずがない？」

2018年4月に保健医療政策担当を拝命して2年目の2019年春。2009年に流行した「新型インフルエンザ(A/H1N1)」(以下、新型インフル)から10年を経過するなかで、近いうちに、その対応計画(行動計画)の見直しを図ることとされていきました。

しかし、当時の「新型インフル」の感染が全国的に大きいものではなかったこともあり、既に2010年の国の「新型インフル報告書」で近い将来の世界的なパンデミックが予測されていたにも関わらず、「100年に一度の感染症などそうそう起こるはずもない？」と、対応計画の見直しは翌年2020年度内には取り組もうと、正直「のんびり」構えていました。

まさか！それが、1年も経たずに「新型コロナウイルス・世界的なパンデミック」の発生。我が国でもダイヤモンドプリンス号から始まり瞬く間に感染が拡大、本市でも4月11日に5名の患者が初めて確認されました。

対応計画の見直しを図っていなかったため、「発熱外来」を始めとした感染症対策などに手がついていない状況です。まさしく「備えがない」状態で、深く深く反省をした新型コロナウイルス対応の始まりでした。

<PCR 検査センター開設前夜 ～発熱外来センター設置の大激論～>

「PCR 検査 日本 1 日 900 件 韓国 1 日 12,000 件！」

2020 年 3 月上旬、コロナが世界的に広がり始めた頃、韓国ではドライブスルー方式で「いつでもどこでも自由に PCR 検査が受けられる」このニュースが流れ市民からも PCR 検査へ多くの相談が寄せられるようになりました。

当時、PCR 検査は保健所が行う行政検査となっていたため、市が PCR 検査を始めるのは難しい状況でしたが、市長の「市民に安心感を！」の号令のもと、先ずは発熱外来センター設置をと話し合いを進めました。

ただ、発熱外来センターの開設といっても「医療行為」が必要なため、おいそれと始めることはできません。1ヶ月もの間、連日、多摩市医師会などと話し合いを重ね、ようやく多摩南部地域病院の駐車場へ発熱外来の設置とまとまりかけましたが…。

忘れもしません。4 月 16 日夜 19 時から、多摩南部地域病院内で開催された多摩南部地域病院(院長)、多摩市医師会(会長)、南多摩保健所(所長)、多摩市(市長)4者による2時間以上の大激論。

結果、「コロナ疑いのある発熱外来受診者から多摩南部地域病院・一般入院患者へのコロナ感染のリスク」を考えると、多摩南部地域病院南部駐車場での発熱外来設置は難しいこととなり、急遽、多摩市独自の PCR 検査センター開設へ方向転換。市としても全庁体制で取り組み、PCR 検査センター開始ができたのは 5 月 14 日。都内保健所を持たない自治体としては、最も早く開始できる運びとなりました。

<ワクチン集団接種前夜 ～職員ワクチン接種先行～>

「多摩市職員 300 人以上がワクチン優先接種！市長は未接種！」(2021 年 5 月 13 日)

集団接種会場の市従事職員によるクラスターを防ぐために、医療従事者に準じたワクチン接種を 4 月 30 日から実施しましたが、これが思わぬ形で報道されました。当時、高齢者の予約がなかなか取れないなか、全国で一部の首長が「特権で接種している」ことを受けた形で、「多摩市職員優先接種＝特権」とされたのです。

ネットニュース、TV、新聞、週刊誌などさまざまな形で報道がされ、職員にも大変迷惑をかけましたが、市長自らが丁寧に説明するなか理解を得ることが進みました。

一方、当日取材を受けたことが深夜 2 時からネットニュースに流れると、わずか 3 分間に 100 件以上の書き込みがあるなど、SNS 時代の恐ろしさを、身をもって感じました。

<コロナは市医療政策の前夜？ ～市医療政策への第一歩～>

もともと医療政策は、都道府県、の役割と位置付けられています。特に二次医療圏域(例:南多摩5市)が中心の話で、「市町村の仕事ではない」という考えが根強くあります。実際、行政計画上の構造的にも都道府県医療計画がありますが、市町村医療計画の策定の義務はありません。

本市では「健幸まちづくり」を進めるなか、「川上(高度急性期・急性期)から川下(在宅医療)の医療提供体制の連携を進めるため、「多摩市版地域医療構想」を策定中でしたが……。

新型コロナウイルスは「指定感染症・2類同等」ではと位置づけられ、保健所が最前線に対応することとなり、あらためて「保健所を持たない市」の大変さを思い知らされました。

当初、市として正確な情報が来ない！市民がもっとも知りたい「市内での感染者状況」が分からない！このような状態が続きました。市長の訴えもあり最終的には情報提供されてきましたが、もし、当初より情報が適切に提供されていたらもっとも様々な対応が図れたと思うと残念でなりません。

でも、そこは反省でもあります。「医療政策は、都道府県の役割」として、東京都に「お任せ」し積極的に医療政策に取り組んで来なかったのでは？と。

まだまだ「本当の終わり」がみえないなかで、考えています。

新型コロナウイルス感染症対策を通して



前・多摩市健康福祉部健康推進課特命事項担当課長 森合 正人

令和2年1月16日に国内初の罹患者(中国武漢からの帰国者)が発覚し、そこからクルーズ船ダイヤモンド・プリンセス号の乗員乗客の集団感染、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の1年延期、令和2年4月7日に初の緊急事態宣言を7都府県に発令、その後、新型コロナウイルス感染症との闘いが始まった。

これまでの間、本市の様々な取組みを通して、私自身の関りなどを含めて実感したことを回想する。

1 多摩市独自の PCR 検査センター

多摩市独自の PCR 検査センター(第1期)の立ち上げに伴って、保健所を持たない本市として多くの課題を抱えていましたが、その中でも何処に設置するかという「場所」に関する大きな課題があった。

その必要性については、当時の状況から誰もが認める場所であったが、新型コロナウイルスは未知なるウイルスとしてのイメージが今より遥かに強く、設置場所の選定には近隣への影響を考えるとかなり難航した。

紆余曲折し、最終的に多摩市立武道館の屋外駐車場に設置することになったが、当時の私はスポーツ振興課長であり武道館を所管する責任者として、また、陸上競技場と合わせて1年間に及ぶ大規模改修が終わり、リニューアルオープンを控えている状況で、PCR 検査センターを武道館の駐車場に設置することになれば、利用者の不安や、利用制限に伴う不満などを考えると、非常に難しい判断となったことを覚えている。

最終的には、多摩市体育協会及び加盟団体、近隣住民へ個々に説明した上でようやく設置することができた。

多摩市独自の PCR 検査センター設置をはじめ、新型コロナウイルスへの様々な対策が、庁内一丸となった対応はもちろんなこと、関係団体や市民の皆さんの協力があって成り立っていることを決して忘れてはいけないと感じている。

2 ワクチン接種における職員の底力！

令和3年2月に特命事項担当課長として着任し、最初のワクチン接種が開始(令和3年5月12日)されるまでの3か月間で、予算の確保、接種場所の選定、医師会・薬剤師会への協力依頼、予約システムの構築、接種券・案内の作成及び発送、市民への周知、議会への説明、庁内調整などあらゆることを準備しなければならず、当初は私を含めて担当3人でスタートし多忙を極めたことを鮮明に覚えている。

当時の担当者や、様々な場面で支援していただいた関係所管の皆さんに改めて感謝申し上げたい。上述した様々な準備がある中で、最も困難だったのは医療従事者(医師、看護師、薬剤師)の確保であった。ワクチン接種は全国の自治体で一斉に開始されることから、当然に医療従事者も各自治体間での確保競争となり、医療従事者を確保するためにマネーゲームの状況になっていた地域もあった。本市は、幸いにも医師会・薬剤師会の全面的な協力が得られ、何とか医療従事者を確保し、また、地元医師会の医師では不足する部分は派遣医師での対応となった。

令和3年5月12日から始まったワクチンの集団接種、ここで発揮されたのが「職員の底力」である。集団接種会場を適切に運営するには医療従事者、委託事務員を差配しながら接種までのスムーズな導線の確保、現場で日常的に発生する不測な事態への対応など様々な場面で活躍したのが会場の責任者等として従事していただいた市職員である。ワクチン初回接種(1回目・2回目)における市職員の従事者は3会場(永山公民館、関戸公民館、KDDI リンクフォレスト)148日の開催で延べ 1,170 人(実人数約 350 人)となった。医師会・薬剤師会、関係者などの協力に加えて市職員の活躍があつてこそその集団接種であったと強く感じている。

改めて、庁内ワクチン接種チームをはじめワクチン接種に関われた職員、また、ワクチン接種への応援に職員を快く送り出していただいた職場の皆さんに感謝申し上げたい。

最後に

新型コロナウイルスワクチン接種を推し進めるために設置した「ワクチン接種チームのスキーム」や、人員体制の強化を目的とした各部からの「職員応援スキーム」については、コロナ禍だからこそ創意工夫の中で生まれてきたスキームである。特に、各部応援スキームについては、ワクチン接種以外でも生活困窮者対応の給付金事業などにも活用されており、新たな手法の確立に繋がっている。新型コロナウイルス感染症との 3 年間の闘いの中で、我々は様々な経験や、新たな手法、庁内一丸

となった「職員の底力」を得てきたことは、今後どんな困難があってもこの経験を糧に「チーム多摩」で乗り越えていくことがきっと出来ると信じている。